

第 9 期  
筑 後 市  
高齡者福祉計画  
介護保険事業計画

令和 6 年 3 月

筑 後 市



# はじめに

この度、2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの3年間を計画期間とする第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定いたしました。

「高齢化率は約33%、人口の3人に1人が高齢者」  
これは、本市の2040年の姿です。



近隣自治体の総人口が減少する中、微増・維持で推移してきた本市の総人口もこれから減少局面を迎えると推計されています。中でも、医療・介護のニーズが高くなる75歳以上の高齢者が急増していく一方、介護保険制度を下支えする40歳～64歳の人口は、高齢者数の増加を上回るペースで減少する見込みです。また、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯は引き続き増加し、支援を要する高齢者は今後も増加していくと考えられます。一方で、介護職員の人材不足の問題は深刻であり、このままでは介護保険サービスの維持が危ぶまれるところです。

「このまちに住み続けたい」「この地域に住み続けたい」そう願う高齢者の安心を確保するため、これまでも地域包括ケアシステムの考え方を基本に進めてきました。高齢者、特に支援を要する高齢者が増えていく状況において、市民一人ひとりや地域、医療・介護・福祉の専門職、各種団体、民間事業所、NPO、ボランティア等様々な社会資源がつながり、支え合う「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進していく必要があります。そこで、第9期計画の基本理念は、第8期計画を踏まえた上で、「いきいきと笑顔で、ささえあい、安心して暮らせるまちづくり」としました。また、その基本理念を達成するための重点施策として、「要介護状態にならないための健康づくり・介護予防」、「ささえあいの仕組みづくり」を設定しました。

人生100年時代。たとえ支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で生きがいをもって自分らしく過ごしたい。筑後市で、そう願う高齢者の想いを実現できるよう、本計画の取り組みを進めてまいりますので、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、2025年の高齢者福祉を考える委員会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査等ご協力をいただきました皆さまに、心よりお礼を申し上げます。

令和6年3月

筑後市長 西田正治

# 目次

<b>第1章 計画の概要</b> . . . . .	1
1. 計画策定の趣旨 . . . . .	1
2. 計画の位置づけ . . . . .	2
(1) 高齢者福祉計画 . . . . .	2
(2) 介護保険事業計画 . . . . .	2
(3) 他計画との関連 . . . . .	2
3. 計画の期間と進行管理 . . . . .	3
4. 計画の策定体制 . . . . .	3
(1) 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査 . . . . .	3
(2) 在宅介護実態調査 . . . . .	3
(3) 2025年の高齢者福祉を考える委員会 . . . . .	4
(4) 計画の公表、市民からの意見募集 . . . . .	4
<b>第2章 高齢者をめぐる筑後市の状況</b> . . . . .	5
1. 人口と高齢化の現状 . . . . .	5
2. 高齢者のいる世帯の状況 . . . . .	9
3. 要介護等認定者の状況 . . . . .	10
4. 各種調査からみる高齢者の状況 . . . . .	11
(1) 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査 . . . . .	11
(2) 在宅介護実態調査 . . . . .	13
5. 第8期計画の実施状況 . . . . .	14
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> . . . . .	18
1. 基本理念 . . . . .	18
2. 基本目標 . . . . .	18
3. 重点施策と施策の体系 . . . . .	18
<b>第4章 高齢者福祉施策の展開</b> . . . . .	21
1. いきいきと健やかに暮らせるまちづくり . . . . .	21
(1) 要介護状態にならないための健康づくり・介護予防【重点施策1】 . . . . .	21
(2) 社会参加と生きがいづくり . . . . .	24
(3) 高齢者の在宅生活支援 . . . . .	27
2. ささえあい、安心できるまちづくり . . . . .	29
(1) ささえあいの仕組みづくり【重点施策2】 . . . . .	29
(2) 認知症に対する取組 . . . . .	33
(3) 介護保険制度の安定運営 . . . . .	35
(4) 地域で安全・安心に暮らす . . . . .	37

<b>第5章 介護保険事業の展開</b>	39
1. 2040年（令和22年）の筑後市の姿	39
2. 筑後市の日常生活圏域	42
3. 介護サービス量の見込み	43
(1) 介護予防サービス・居宅サービス	43
(2) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス	47
(3) 施設サービス	51
(4) 介護予防支援・居宅介護支援	52
4. 第1号被保険者の保険料	53
(1) 標準給付費の見込み	53
(2) 地域支援事業費の見込み	54
(3) 介護保険の財源	54
(4) 中期財政調整基金（準備基金）の活用	55
(5) 第1号被保険者の保険料基準額の設定	55
(6) 低所得者への配慮等	58
<b>資料編</b>	60
1. 2025年の高齢者福祉を考える委員会 委員名簿	62
2. 2025年の高齢者福祉を考える委員会 開催記録	63
3. 諮問書	64
4. 2025年の高齢者福祉を考える委員会 答申	65
5. 2025年の高齢者福祉を考える委員会 規則	66

## 第1章 計画の概要

### 1. 計画策定の趣旨

わが国では、総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化は更に進行していきます。介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代すべてが75歳以上となる2025年（令和7年）を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んできました。

2025年が近づく中で、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向け、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎えます。75歳以上人口は2055年（令和37年）まで増加傾向となっており、介護ニーズの高い85歳以上人口は2035年（令和17年）頃まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060年（令和42年）頃まで増加傾向が見込まれます。医療・介護の複合的ニーズを有する高齢者も増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっています。また、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加のほか、85歳以上人口の増加に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢者の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まります。必要な介護サービス需要が変化することが想定される一方、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性の向上の推進が重要となっています。

本計画はこうした状況を踏まえ、中長期的な本市の姿を見据えたうえで、令和8年度を目標とする第9期の市町村介護保険事業計画と、高齢者福祉に関する総合的な計画である高齢者福祉計画を一体的に策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく、すべての高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する総合計画です。

すべての高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる社会を構築する目的で策定しています。

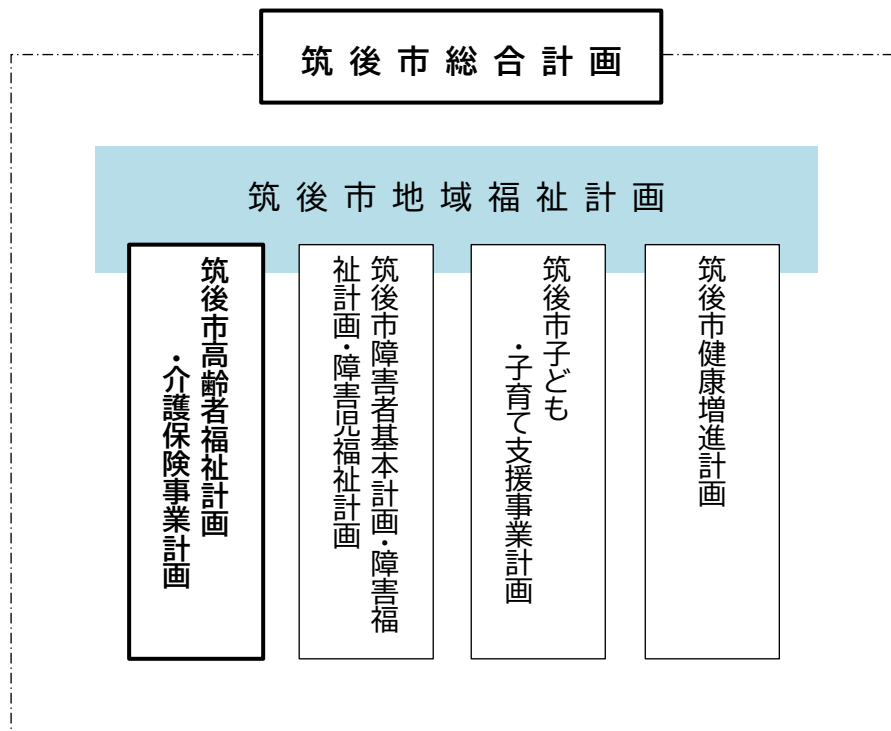
### (2) 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく、要介護・要支援高齢者や、要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした、介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画です。

被保険者が、自立した生活を送るためのサービス基盤の整備を目的としています。

### (3) 他計画との関連

本計画は、「高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進」を重点基本事業の一つと定める「第六次筑後市総合計画」を上位計画に位置付け、整合性を図っています。また、各福祉分野の個別計画において共通する地域福祉の推進に関する理念と取組方針等を定めた「筑後市地域福祉計画」とも調和を保ちながら策定しています。



### 3. 計画の期間と進行管理

本計画の計画期間は、令和6年度から8年度までの3年間とします。計画の実施状況の把握と進行管理については、毎年度点検・評価を行い課題の分析を行います。



▲団塊ジュニア世代が65歳に到達

### 4. 計画の策定体制

高齢者に対する保健福祉施策や介護サービスのあり方については、高齢者はもとより、広く市民のニーズを把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。

そこで、計画の策定にあたっては、以下のような取組を行いました。

#### (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

高齢者の日常生活状況や健康状態等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、筑後市に住む要介護1~5以外の65歳以上の人を対象に、令和4年12月から令和5年1月にかけて「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。(配布数3,000件 有効回収数1,764件 有効回収率58.8%)

#### (2) 在宅介護実態調査

筑後市に住む在宅要支援・要介護認定者の生活状況及び介護者の就労状況等を把握し、介護離職等に関わる市の実態把握の基礎資料とするため、令和4年8月~令和5年2月に、「在宅介護実態調査」を実施しました。(有効回収数123件)



### (3) 2025年の高齢者福祉を考える委員会

計画策定において、被保険者をはじめとする住民各層の意見を反映させるため、「2025年の高齢者福祉を考える委員会」に諮り、本計画の策定に取り組みました。

この会議には、保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、被保険者代表等にも委員として参画いただき、様々な見地からの議論をいただきました。

### (4) 計画の公表、市民からの意見募集

令和5年12月4日～令和5年12月21日の期間、計画素案を広く市民に公表し、意見募集を行いました。提出意見はありませんでした。

## 第2章 高齢者をめぐる筑後市の状況

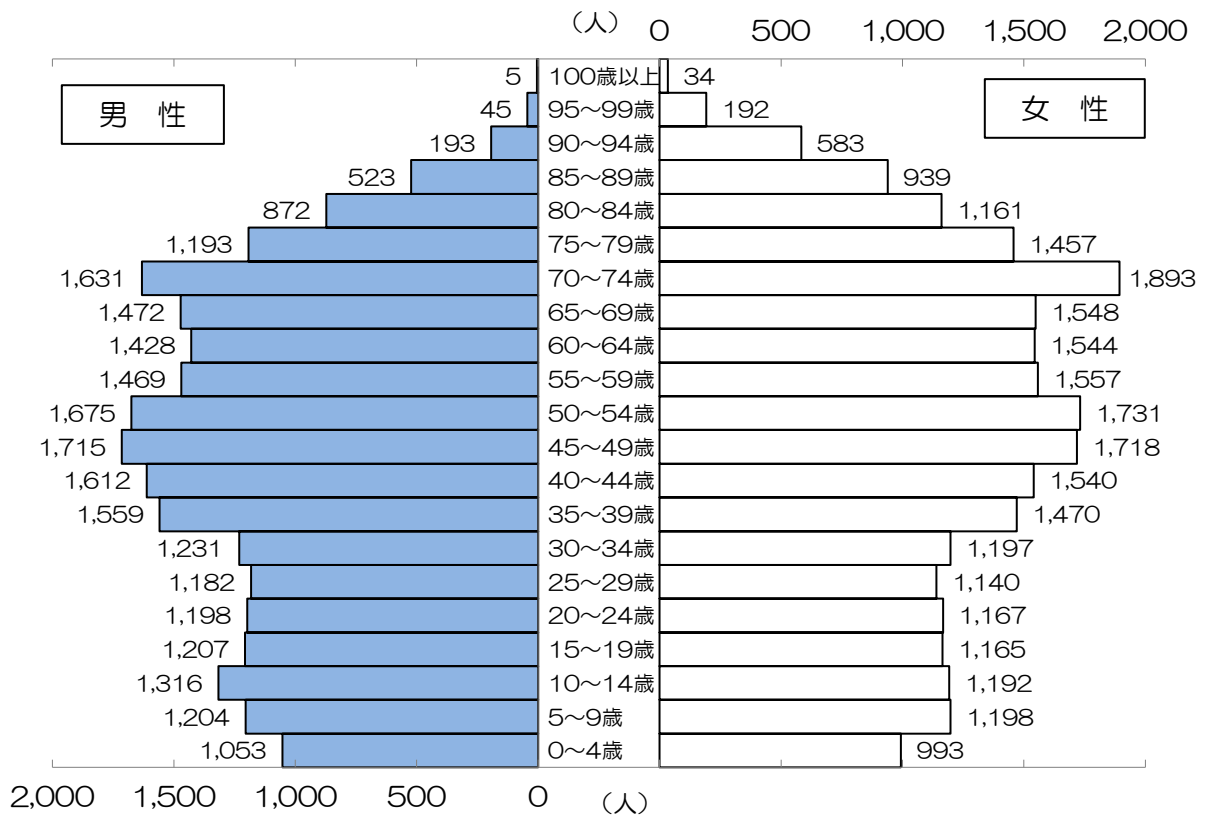
### 1. 人口と高齢化の現状

本市の令和5年9月1日現在の総人口は49,202人であり、うち男性は23,783人、女性は25,419人となっています。

そのうち高齢者の人口は13,741人となっており、総人口に対する高齢者の割合（高齢化率）は、27.9%となっています。

第8期計画では、総人口を49,578人、高齢者の人口を13,667人と推計していましたが、これを上回る早さで人口減少と高齢化が進んでいる状況です。

【人口ピラミッド】

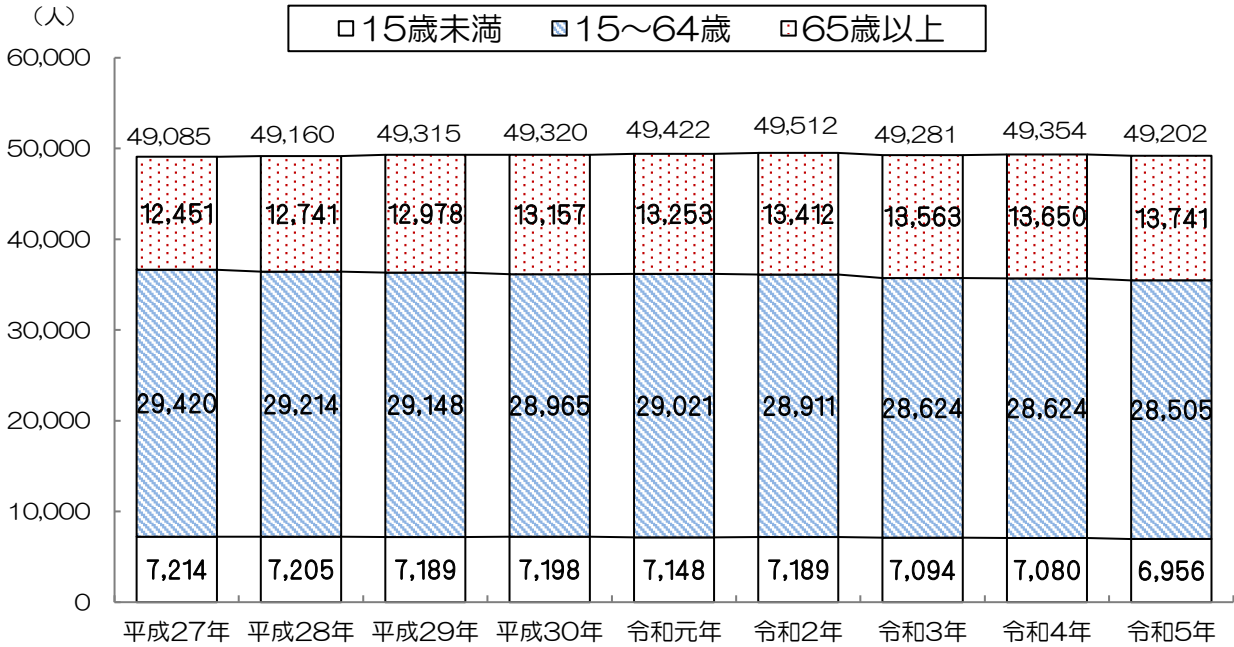


資料：筑後市住民基本台帳（令和5年9月1日現在）

本市の総人口は、横ばいで推移していますが、15歳未満の年少人口、15～64歳までの生産年齢人口は減少傾向にあり、65歳以上の高齢人口は毎年増加しています。

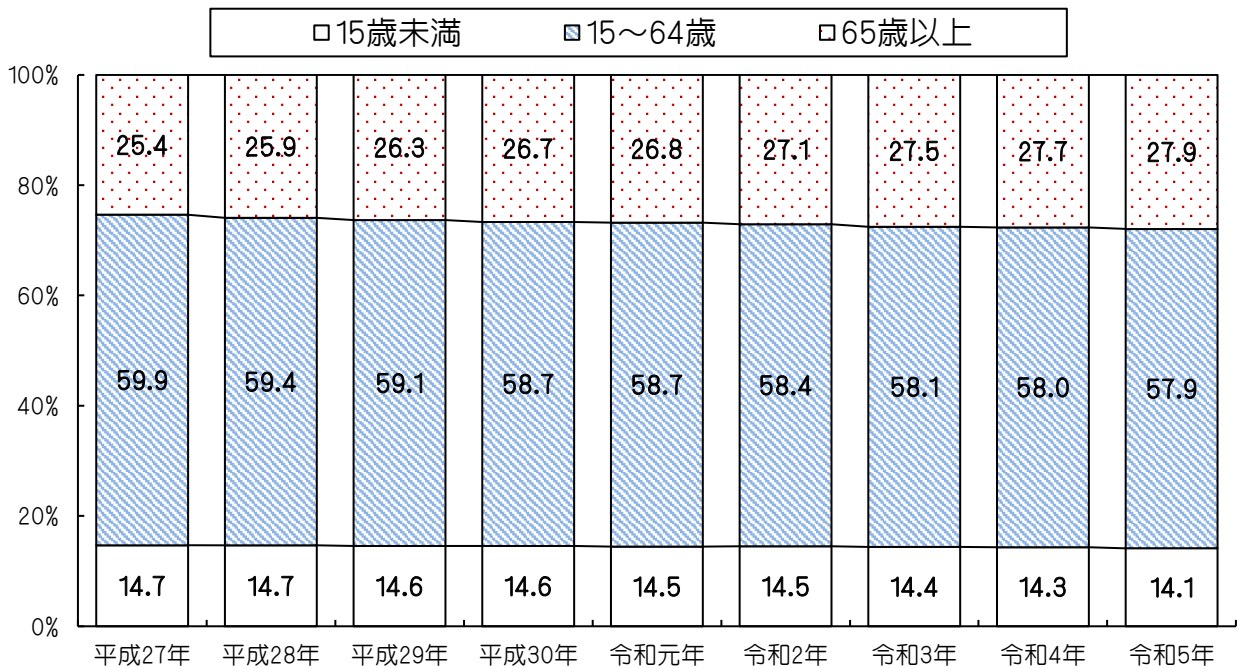
これに伴い、高齢化率は一貫して上昇を続けています。

【年齢3区分人口推移】



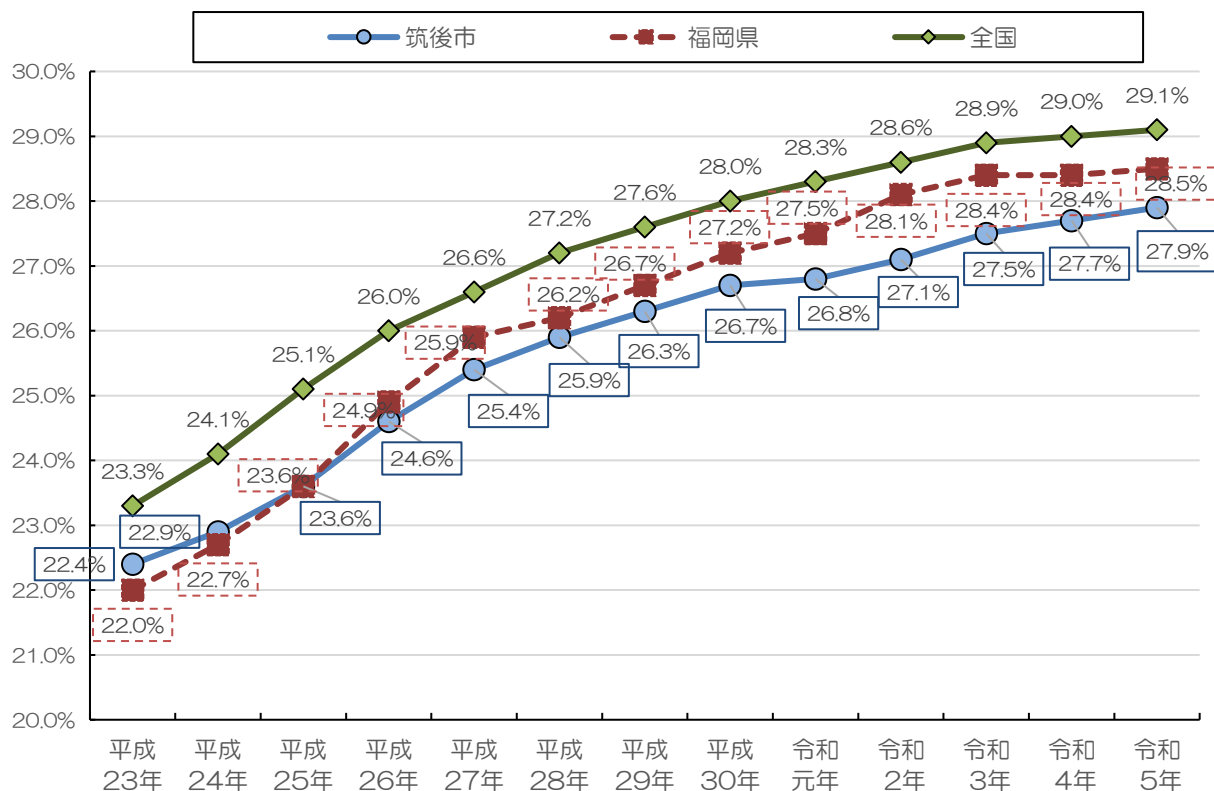
資料：筑後市住民基本台帳(各年9月1日現在)

【年齢3区分別構成比】



資料：筑後市住民基本台帳(各年9月1日現在)

【高齢化率の推移】



《資料》

【筑後市】

住民基本台帳（各年9月1日現在）

【福岡県】

（平成23年～平成25年）福岡県高齢者福祉関係基礎資料（各年10月1日現在）

（平成26年～令和5年）福岡県人口移動調査（各年10月1日現在）

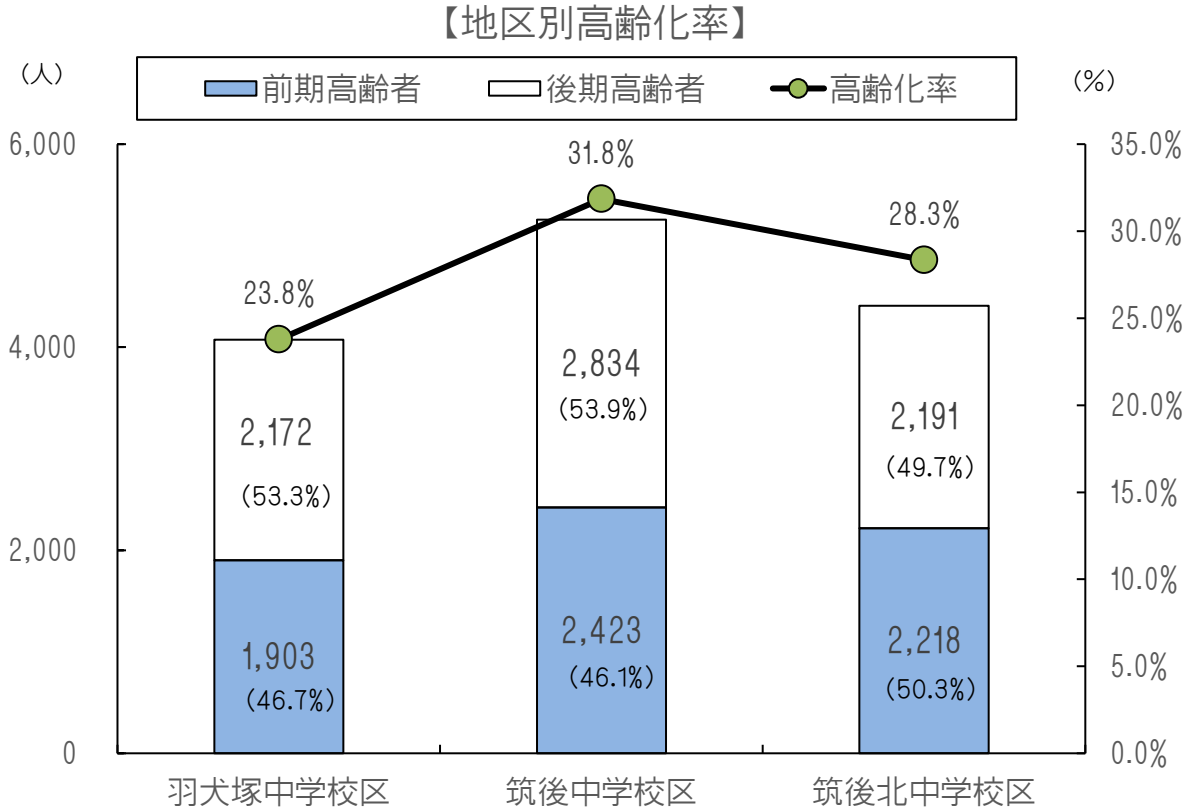
【全国】

（平成23年～令和4年）総務省統計局人口推計（各年10月1日現在）

（令和5年）総務省統計局人口推計（令和5年10月1日概算値）

高齢化率を地区別にみると、高齢化率が最も低い羽犬塚中学校区（23.8%）と、最も高い筑後中学校区（31.8%）では8.0ポイントの差があります。

また、高齢者に占める後期高齢者の割合は、市内全体で52.4%となっており、高齢者の半数以上が75歳以上となっています。



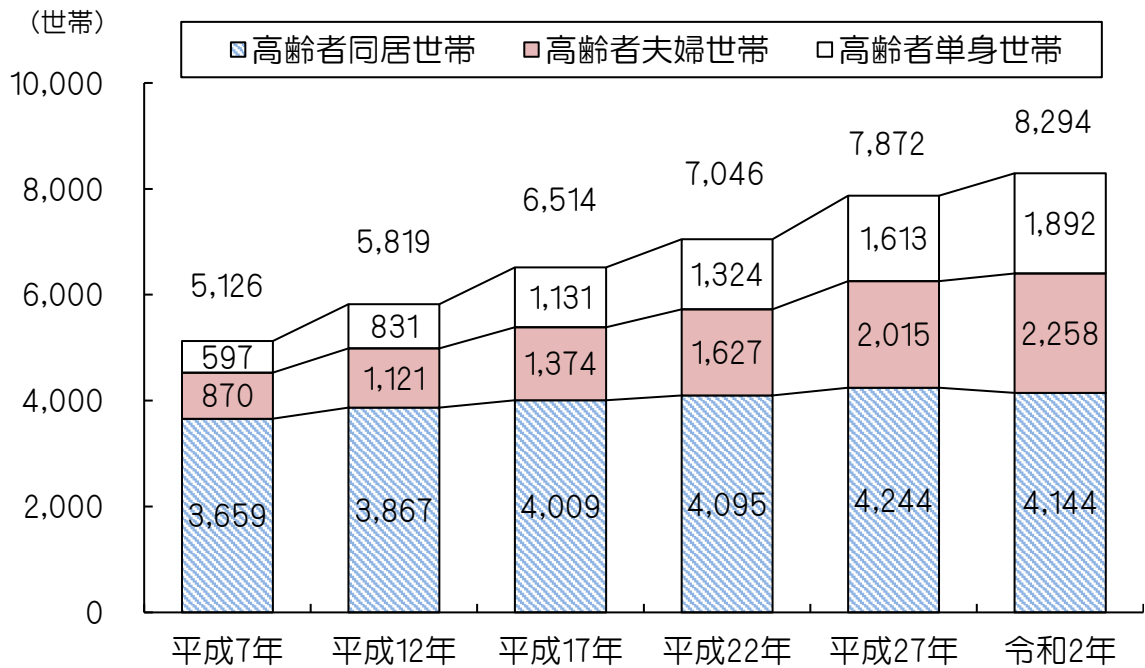
資料：筑後市住民基本台帳（令和5年9月1日現在）  
 ※前期高齢者：65～74歳、後期高齢者：75歳以上

## 2. 高齢者のいる世帯の状況

本市の高齢者のいる世帯の推移をみると、増加傾向にあり、令和2年時点では8,294世帯となっています。

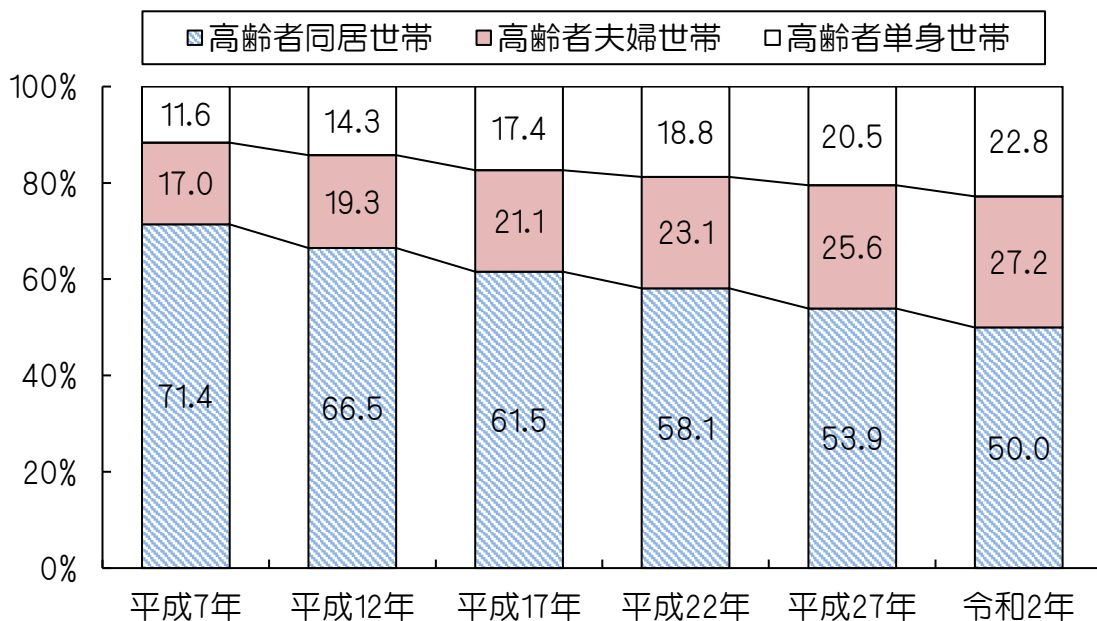
高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯が大きく増加しており、世帯構成の観点からみた社会的孤立のリスクは高まっているといえます。

【高齢者のいる世帯数の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

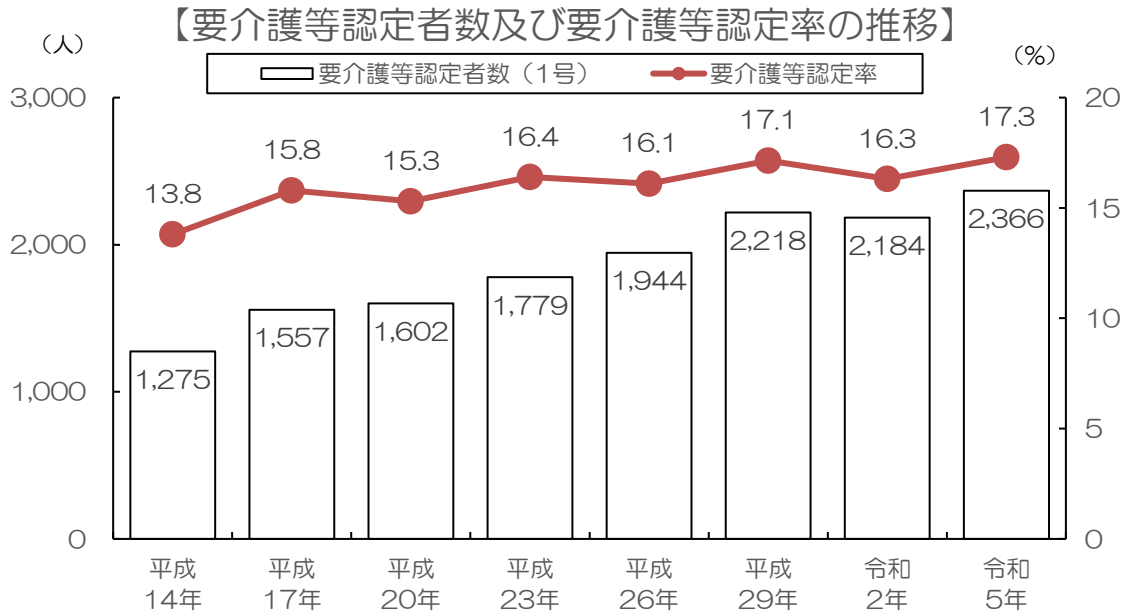
【高齢者のいる世帯の内訳推移】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

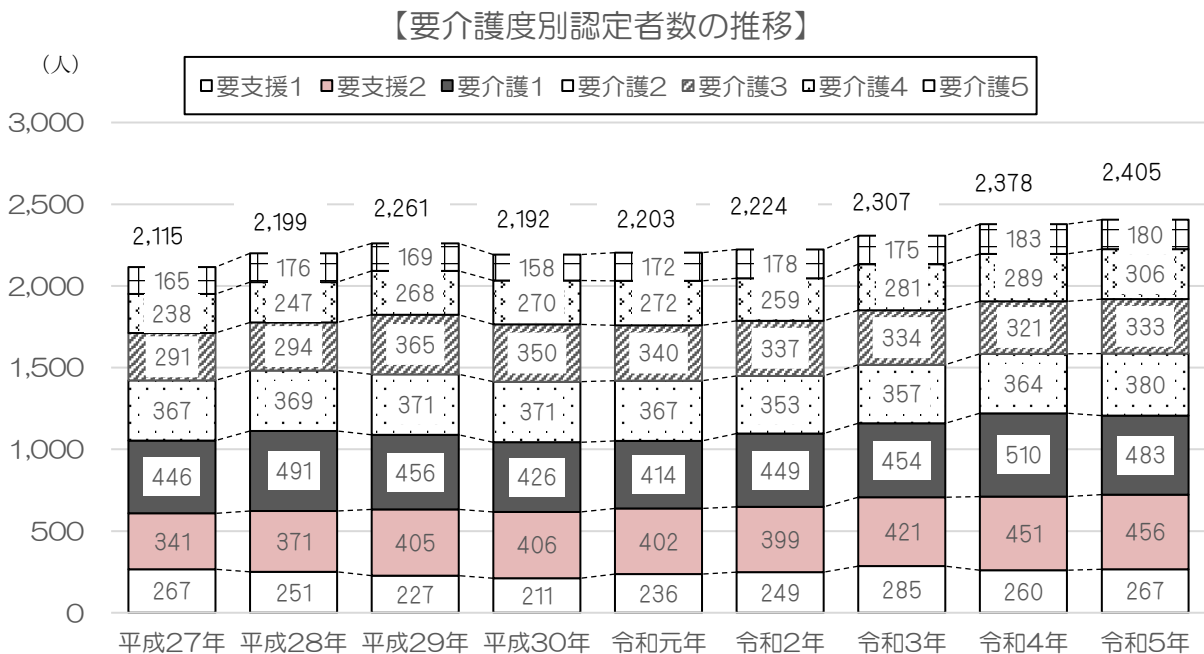
### 3. 要介護等認定者の状況

本市の要介護等認定者数の推移をみると、増加傾向にあり、令和5年10月1日時点の要介護等認定者数(第1号被保険者)は2,366人(全体では2,405人)となっており、第1号被保険者に占める認定率は17.3%となっています。



資料：厚生労働省 介護保険事業報告(各年10月1日現在)

本市の要介護等認定者数の推移を要介護度別にみると、全体では「要支援2」「要介護1」など軽度層の割合が高くなっており、認定者全体のうち、「要支援1」を含む軽度層<sup>※1</sup>の人の割合が約半数(50.2%)を占めています。 ※1…軽度層：要支援1.2、要介護1



資料：厚生労働省 介護保険事業報告(各年10月1日現在)

## 4. 各種調査からみる高齢者の状況

### (1) 介護予防・日常生活圏域二ーズ調査

#### ① 「基本チェックリスト」評価項目の該当状況

介護予防・日常生活支援総合事業の対象者となる「基本チェックリスト」の評価項目（運動機能、低栄養、口腔機能、閉じこもり、認知機能、虚弱）においてリスク有りに該当する人の出現率を分析した結果、特に認知機能が54.1%と高く、次いで口腔機能22.7%、運動機能12.7%でした。

#### ○認知機能評価

認知症リスクの出現率は、男女の差はあまりなく、すべての年代で高くなっています。認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、認知症の人の生活におけるバリアフリー化を進める必要があります。

#### ○口腔機能評価

固いものが食べにくい、口の渇きやむせが気になる人が口腔機能リスク有りに該当します。男女差は比較的小さいですが、75歳以上で出現率が高くなっています。噛む力や飲み込む力の衰えは身体機能の低下につながります。歯科衛生士等による口腔機能維持のための取り組みが必要です。

#### ○運動機能評価

運動機能低下リスクは、男性よりも女性の割合が高く、加齢とともに出現率が高まります。転倒についての質問では、転倒に対する不安が大きいと回答した人が多く、また、介護・介助が必要になった原因についての質問では骨折・転倒が最も多いことから、家庭内外の転倒リスクの情報発信や転倒予防に資する教室の開催などが有効と考えられます。

#### ② 住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくり

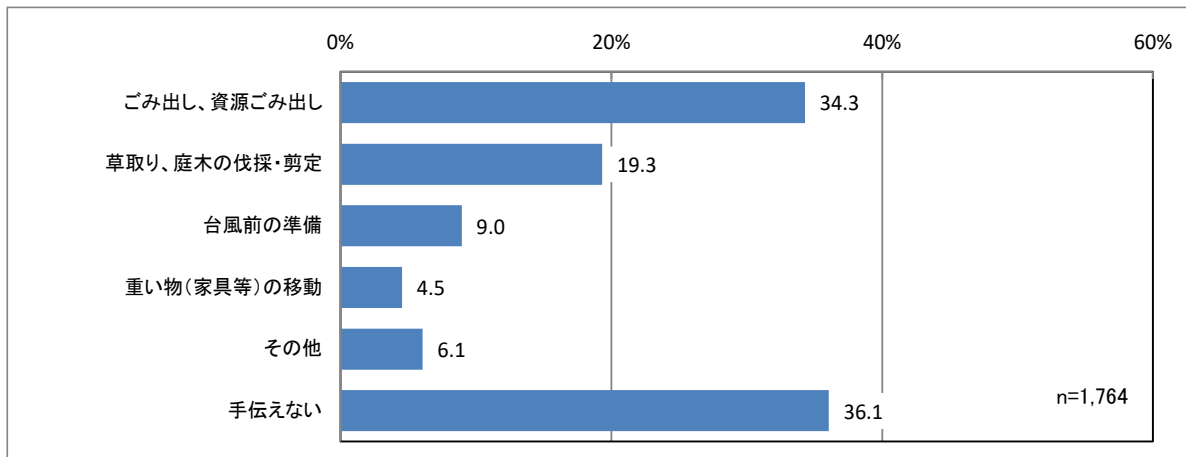
#### ○支え合い活動

野町行政区には、行政区内で住民の困りごとを助け合う「野町ボランティアの会」があり、顔見知りの住民同士が、できることをできる範囲で、有償で助け合っています。このような助け合い活動があれば手伝ってもいいと思うかの設問では、「手伝えない」が36.1%と最も多くなっていますが、「ごみ出し、資源ごみ出し」では34.3%、「草取り、庭木の伐採・剪定」では19.3%の人が手伝ってもい



いと回答しています。野町行政区のような取り組みが広がるよう活動の周知や立上げ支援が必要です。

【地域の方のために手伝ってもいいと思う活動】（複数回答）



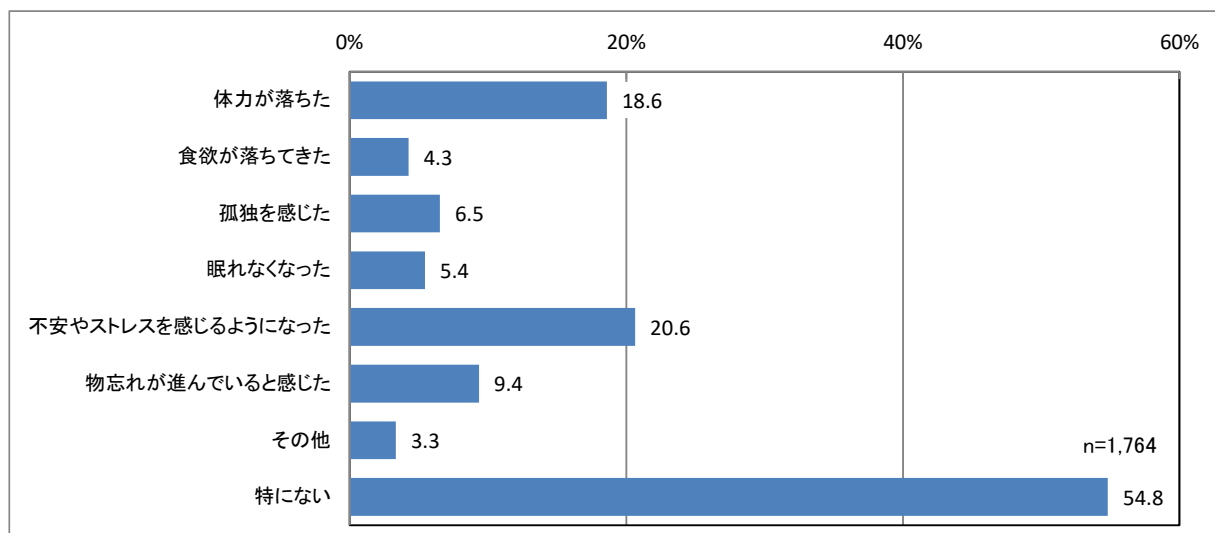
③ 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症流行による心身の変化についての設問では、「特にない」が最も多く、次いで「不安やストレスを感じる」、「体力の低下」となっています。また、外出についての設問では、外出を控えていると回答した 518 人中 212 人が「新型コロナウイルス関連（感染予防、恐怖、対策等）」を理由としていたことから、新型コロナウイルス感染症により外出を控えた結果として「体力の低下」や「不安やストレス」を引き起こしたのではないかと考えられます。

全国的に、新型コロナウイルス感染防止のための活動自粛によるフレイルが懸念される中、フレイル予防の周知啓発が必要です。

※フレイルとは、「健康な状態」と「介護が必要な状態」の中間の状態にあること。

【新型コロナウイルス感染症流行による心身の変化】（複数回答）



## (2) 在宅介護実態調査

### ○主な介護者の状況

主な介護者の半数以上（57.3%）が仕事をしながら介護を行っており、働いている人のうち半数以上（55.0%）が介護のために労働時間の調整や休暇取得等の働き方の調整を行っていました。介護度や認知症高齢者自立度が高くなるほど仕事を続けていくことが難しいと回答する割合が高くなっています。

### ○在宅介護サービスの利用

在宅介護サービスの利用について要介護度別にみると、重度層では通所系サービスを中心に、短期入所または訪問系サービスを組み合わせるケースがみられました。介護サービスを利用しながら在宅生活を継続していくためには、要介護者の状態像にあわせ、こうしたニーズに対応できるよう、サービス基盤の充実を進めていくことが重要です。

### ○在宅介護の継続と施設入所の検討

施設入所等の対応を検討する人の割合は、要介護者の要介護度が高いほど高くなり、また、就労継続が困難と考える人の割合は、特に認知症度が重度の人で高くなっています。加えて、実際に介護で不安を感じる内容でも「認知症状への対応」が高くなっています。このことから、在宅介護の継続、離職防止において、認知症に対する取組等は、重要性が高いものと考えられます。

また、今後不安に感じる介護として、比較的軽度者では「屋内の移乗・移動」、比較的重度者については、「日中の排泄」の割合が高くなっていることから、これらを支援する介護サービス等が必要であると考えられます。

## 5. 第8期計画の実施状況

## 基本目標1 いきいきと健康に暮らせるまちづくり

## 要支援・要介護状態にならないための健康づくり【重点施策1】

取組内容	実績評価
① 通いの場への支援 ② 介護予防普及啓発 ③ 介護予防・生活支援サービス事業 ④ 健康増進事業 ⑤ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症流行に伴い、事業を中止・縮小したため、通いの場や各種教室の参加者は減少した。外出自粛や運動不足により、フレイル状態の高齢者の増加が懸念されたため、健康づくり課と連携し、フレイル対策を開始した。また、通いの場の実施地域数が年々減少しているため、通いの場の継続・拡大に向けた支援を図るとともに、今後も通いの場を中心とした介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防が必要である。

## 社会参加と生きがいづくり

取組内容	実績評価
① 老人クラブへの支援 ② 高齢者の生きがい活動支援 ③ 高齢者地域活動支援補助事業 ④ 生涯学習の推進 ⑤ シルバー人材センター事業	<p>単位老人クラブ及びシニアクラブ連合会に補助金を交付し活動支援を行っているが、老人クラブ数は年々減少している。</p> <p>高齢者の生きがい活動支援事業の参加者は元々減少傾向にあったが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響で事業の休止や人数制限を余儀なくされ、更に参加人数が減少した。</p> <p>高齢者地域活動支援補助事業も同様に、校区コミュニティや行政区が開催する多世代が参加するスポーツ大会や季節行事の多くが中止となった。（令和4年度以降は筑後市校区コミュニティ協議会補助金に統合）</p> <p>シルバー人材センターの会員数はコロナ禍以前から減少傾向が続いており、定年後も働き続けるなど、高齢者の働き方の変化によるものと考えられる。</p>

高齢者の在宅生活支援	
取組内容	実績評価
① 生活支援ショートステイ	生活支援ショートステイは、利用者は少ないものの、在宅で生活している高齢者や介護をしている家族の支援につながった。
② 給食サービス	給食サービスは、高齢者等の食の確保と安否確認を目的に実施
③ 緊急通報システム	しており、虚弱な在宅高齢者の見守り支援となっている。
④ 介護用品給付事業 (紙おむつ助成事業)	緊急通報システムは、利用者は少ないが、救急搬送の恐れがある虚弱高齢者の在宅生活を支えている。
⑤ 外出支援サービス	生活支援ホームヘルプは、利用件数は横ばいだが、介護保険サービスではできない日常生活上の援助を行っており、高齢者の自立生活を支援している。
⑥ 生活支援ホームヘルプ	

## 基本目標2 ささえあいのまちづくり

地域包括支援センターの機能強化	
取組内容	実績評価
① 総合相談	総合相談では、地域の高齢者等に関する様々な相談を受け、適切な機関、制度、サービスにつないでいる。年々増加傾向であった相談件数は新型コロナウイルス感染症流行により、相談員の訪問が制限され、やや減少した。
② 権利擁護の支援	
③ 包括的・継続的ケア マネジメント支援	総合相談で受けた相談を、虐待や消費者被害など権利擁護支援につないだり、必要とする医療や介護サービスにつないだりすることで、高齢者やその家族が安心した生活ができる地域包括ケアの基盤的役割を果たしている。
④ 地域ケア会議	

## 在宅医療と介護の連携

取組内容	実績評価
① 在宅医療と介護の連携推進	<p>医師会等関係機関と協働で、医療と介護が切れ目なく提供されるよう、地域の実情に合った入退院連携ツールを検討した。また、多職種での研修会を毎年開催することで、顔の見える関係を築くことができ、医療・介護の連携強化につながった。</p> <p>市民へ、在宅医療や介護についての市民公開講座や出前講座を開催し、医療、介護が連携して在宅生活が継続できることを周知した。</p>

## 生活支援体制の整備

取組内容	実績評価
① 生活支援体制整備事業	<p>生活支援コーディネーター（以下 SC。）の存在が地域に認識され、地域活動の相談が SC に寄せられるようになってきている。SC が支援した新たな地域支え合いの活動が、団体、行政区、校区などで生まれ、地域住民が互いに支え合う意識が高まっている。</p>

## 地域包括ケアシステムを支える人材の確保

取組内容	実績評価
① 介護職員交流推進事業	<p>介護職員交流推進事業については、コロナ禍のため令和3年度未実施。令和4年度は小規模人数で2回実施（計25名参加）した。市内在住や市内事業所勤務の介護職員を対象に実施。開催日時の設定等課題はあるが、参加者には概ね好評だった。</p>
② 介護分野への元気高齢者等参入促進事業	<p>介護分野への元気高齢者等参入促進事業については、令和3年度から介護施設（通所介護、グループホーム）でボランティアとして活動する「介護ボランティアふれあい隊」を養成しており、介護従事者の負担軽減へとつながっている。</p>
③ ボランティアポイント事業（介護人材確保分）	<p>また、「介護ボランティアふれあい隊」の活動は、ボランティアポイントの対象事業としており、ボランティアポイントの付与が、隊員の意欲向上につながっている。</p>

### 基本目標3 笑顔あふれる安全・安心のまちづくり

#### 認知症に対する取組【重点施策2】

取組内容	実績評価
① 認知症サポーター養成	認知症サポーターは目標を超えた人数を養成することができた。認知症地域支援推進員が中心となって、地域住民へ認知症に対する理解を深める働き掛けを行っている。
② 認知症支援体制の構築	成年後見制度利用促進のため地域包括支援センターに中核機関としての機能を置き、相談、申立て支援、報酬助成を行った。
③ 成年後見制度利用支援	高齢者障害者等 SOS ネットワークは、行方不明高齢者等の情報を協力機関（令和4年度末128カ所）に提供し、いち早く発見し保護する取り組みで、令和4年度末では96人の登録があり、本人や家族の安心につながった。
④ 高齢者障害者等 SOS ネットワーク	家族介護者支援事業では介護教室を開催。コロナ禍のため令和3年度の参加者数は減少していたが、例年50人前後の参加があり、家族介護経験者や現に介護をしている人同士が交流することにより、精神的負担の軽減につながっている。
⑤ 家族介護者への支援事業	

#### 地域で安全・安心に暮らす

取組内容	実績評価
① ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク	高齢者在宅実態調査は新型コロナウイルス感染防止のため、令和2、3年度は実施せず、令和4年度に実施した。調査結果は民生委員、市、地域包括支援センター地区ステーションと情報共有し、見守り活動や緊急時に活用した。
② 高齢者在宅実態調査	ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク協定締結事業者数は微増、消費生活相談件数は例年230～260件を推移、また、高齢運転者の交通事故防止を図るため、自動車安全運転支援装置設置等の補助を行い、令和5年度からは運転免許証自主返納者に対するタクシー利用券や交通系ICカードの交付による支援を開始した。コミュニティ自動車を運行する地域は8地域に増えた。
③ 災害時等の支援体制の整備	
④ 消費生活相談	
⑤ 交通安全の推進	
⑥ コミュニティ自動車による移動手段の確保	

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

第8期筑後市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「第8期計画」という。）では、「いきいきと健康で、ささえあいのまちづくり」を基本理念とし、さまざまな事業に取り組んできました。

本計画では、基本的には第8期計画の基本理念を踏まえ、高齢者が生きがいを持ち、より幸福感を感じながら、可能な限り住み慣れた地域で、互いに支え合い、安心して生活できる姿を目指し、基本理念を「いきいきと笑顔で、ささえあい、安心して暮らせるまちづくり」とします。

いきいきと笑顔で、ささえあい、安心して暮らせるまちづくり

### 2. 基本目標

第六次筑後市総合計画では、「恵みの多い自然、ゆかしい歴史と文化のうえに人の和を織りなして、住みよいふるさと、活気に満ちたまち ちくご」を将来像として掲げています。そして、その実現を目指すため、いきいきと健やかに暮らせるまちづくり、安全で安心して暮らせるまちづくり等の施策を進めています。

本計画の理念を達成し、ひいては本市が目指す将来像の実現に向け、本計画では次の2つを基本目標とします。

基本目標1 いきいきと健やかに暮らせるまちづくり

基本目標2 ささえあい、安心できるまちづくり

### 3. 重点施策と施策の体系

本計画では、筑後市の現状や、中長期の高齢者の動向等を踏まえ、以下の2つの項目を重点施策とします。

この重点施策は、計画の基本理念を達成するうえで、特に重点的な取り組みが必要なものです。よって、従来からの取り組みに加え、より実効性の高い施策の展開を目指していきます。

## **重点施策1 要介護状態にならないための健康づくり・介護予防**

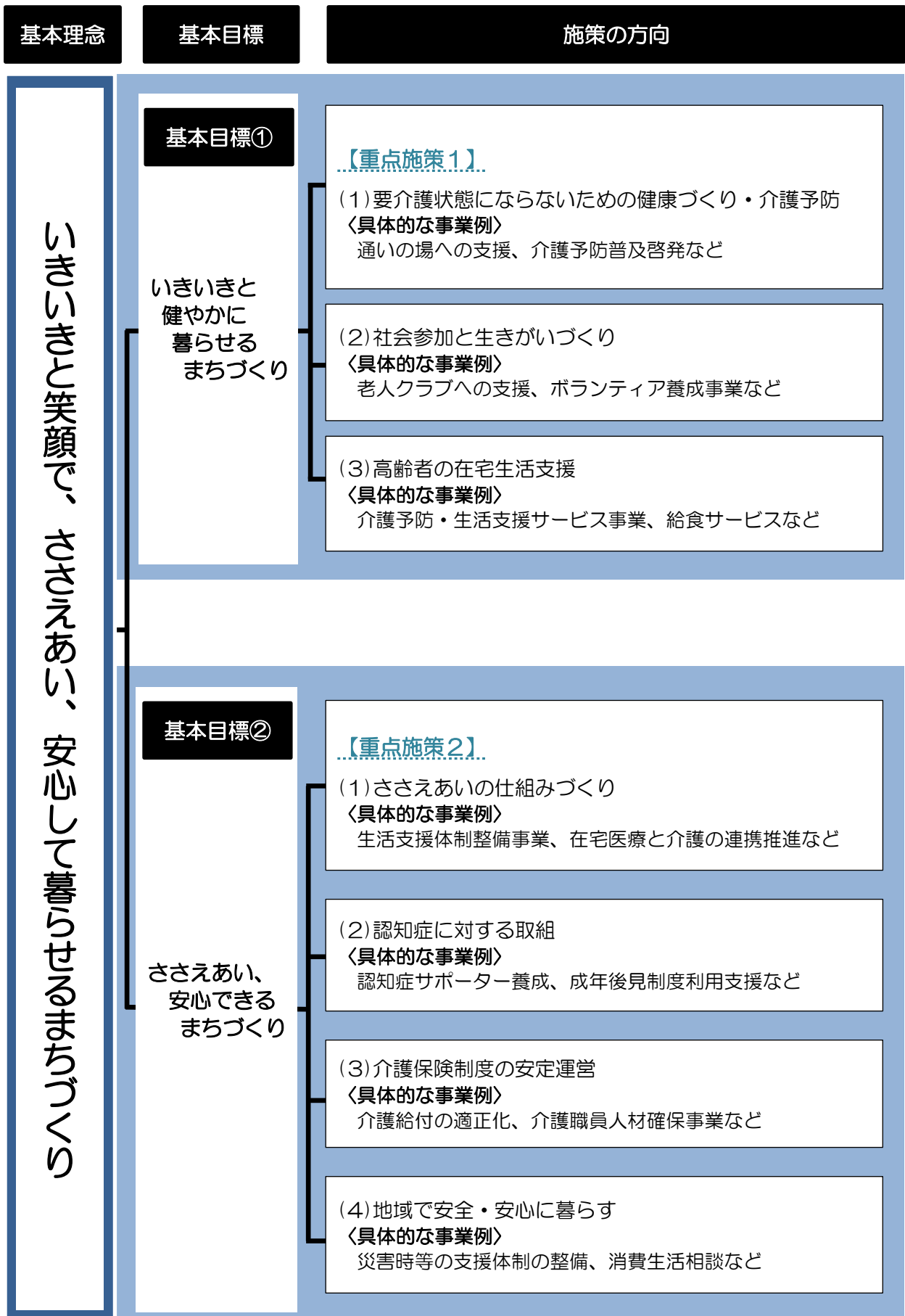
介護が必要になる前段階からの自主的な健康づくりや社会参加の意識の醸成

## **重点施策2 ささえあいの仕組みづくり**

総合相談や権利擁護の支援、生活支援体制整備事業など地域で支え合いができる仕組みづくりの推進



●施策の体系



## 第4章 高齢者福祉施策の展開

### 1. いきいきと健やかに暮らせるまちづくり

人生100年とも言われる今日、誰もが住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らし続けていくためには、要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減・悪化の防止を図ることが重要です。

また、健康の保持・増進のほか、高齢者が生きがいや役割を持って地域の中で多くの人とふれあいながら、就労、その他地域活動を通じて社会参加をすることは、介護予防・認知症予防に効果があると言われています。

しかしながら、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、地域活動が制限・縮小される状況となり、運動不足や社会参加の減少によるフレイルの進行が懸念されました。新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行し、行動制限が解除されたことから、コロナ禍以前の地域活動を取り戻すとともに、オンラインでの事業実施など新たな手法も取り入れながらフレイル予防に取り組むことが求められます。

このような状況の中、本計画の「基本目標1 いきいきと健やかに暮らせるまちづくり」に向け、生涯にわたる健康の保持・増進及び介護予防・認知症予防に関わる事業、また高齢者が地域での生活を続けていくことができるよう支援するサービスの提供について、取組を進めていきます。

#### (1) 要介護状態にならないための健康づくり・介護予防【重点施策1】

生涯にわたる健康の保持・増進には、自らが健康に関心を持ち、自主的に健康づくりに取り組むことが重要です。そのため、各種健診事業や健康づくりに関する啓発、情報提供などに取り組めます。

また、高齢者の介護予防活動への参画を促す効果的で魅力的な事業展開、住民主体の通いの場の充実と専門職による支援、介護予防に取り組むリーダーの育成など、地域と協働し、多くの高齢者が参加しやすい環境づくりに取り組めます。

取組	① 通いの場への支援	高齢者支援課
ねらい	<p>地域住民による身近で気軽に集まることのできる通いの場の活動を支援し、高齢者の閉じこもりを防止します。また、高齢者が地域で交流することにより、社会的な役割や自己実現を果たし、自らの介護予防、健康増進につなげていきます。</p>	
実施内容	<p><b>● 地域デイサービス</b></p> <p>地域の公民館等を使用して、地域の協力員が、その地域で暮らす高齢者に対して健康チェック、簡単な体操、昼食の提供、レクリエーション等を行います。</p> <p>【実績】市委託力所数 ※( )は社会福祉協議会助成力所数  (R2)20カ所(38) (R3)19カ所(36) (R4)19カ所(36)  市委託延べ参加者数(利用者+協力員)  (R2)5,025人 (R3)4,678人 (R4)9,062人</p> <p>【目標】市委託延べ参加者数(利用者+協力員)  (R6)10,000人 (R7)10,200人 (R8)10,400人</p> <p><b>● 地域さんかく塾</b></p> <p>地域の公民館等を使用して、地域の高齢者等が体力測定、ストレッチ体操・筋力トレーニング、レクリエーション等を行います。立ち上げ時は市のリハビリ専門職や保健師が指導し、その後は自主活動になります。</p> <p>【実績】実施力所数 (R2)24カ所 (R3)23カ所 (R4)20カ所  【目標】実施力所数 (R6)18カ所 (R7)18カ所 (R8)18カ所</p> <p><b>● 足腰ぴんしゃん塾</b></p> <p>地域の公民館等を使用して、地域の高齢者等がストレッチ・筋力向上運動・ステップ台による踏み台昇降運動・ウォーキング等を行います。</p> <p>【実績】自主活動実施力所数 (R2)4カ所 (R3)4カ所 (R4)4カ所  【目標】自主活動実施力所数 (R6)4カ所 (R7)4カ所 (R8)4カ所</p> <p><b>● 地域介護予防活動支援補助金</b></p> <p>地域で実施する地域さんかく塾及び足腰ぴんしゃん塾に補助金を交付し、住民主体の介護予防活動を支援します。</p> <p>【実績】補助件数(R2)21件 (R3)21件 (R4)18件  延べ参加者数(R2)4,174人 (R3)4,034人 (R4)6,963人  【目標】延べ参加者数(R6)6,500人 (R7)6,750人 (R8)7,000人</p>	

取組	② 介護予防普及啓発	高齢者支援課
ねらい	<p>介護予防や社会参加・生きがいをづくりの必要性を啓発し、健康づくりや介護予防に対する必要性の認識を高めます。今後は、さらなる高齢化の進行により、フレイル対策や認知症予防が重要になるため、より一層の周知・啓発やオンラインなど様々な手法を用いて各種教室の充実を図ります。</p>	
実施内容	<p><b>● 介護予防教室</b> 介護予防や認知症予防の各種教室を実施します。</p> <p>【実績】各教室の合計参加者数(R2)67人 (R3)94人 (R4)114人 【目標】各教室の合計参加者数(R6)120人 (R7)120人 (R8)120人</p> <p><b>● 介護予防健康トレーニング</b> 運動機器を使ったトレーニング事業を実施します。</p> <p>【実績】利用者数(R2)2,672人 (R3)2,089人 (R4)3,722人 【目標】利用者数(R6)3,500人 (R7)3,500人 (R8)3,500人 ※同種の民間事業及び近隣の公設施設の整備状況を鑑み、段階的に事業縮小。</p> <p><b>● フレイル予防講座</b> 地域の通いの場等でフレイル予防の周知・啓発を行います。</p> <p>【実績】実施回数(R2)4回 (R3)5回 (R4)38回 【目標】実施回数(R6)40回 (R7)40回 (R8)40回</p> <p><b>● 出前講座</b> 地域からの依頼により介護予防に関する健康教育や健康体操を実施します。</p> <p>【実績】実施回数(R2)7回 (R3)9回 (R4)26回 【目標】実施回数(R6)25回 (R7)30回 (R8)35回</p>	

取組	③ 健康増進事業	健康づくり課・市民課 高齢者支援課
ねらい	<p>健康の保持・増進のため、食や運動に関する健康相談や健康教育を実施し、生活習慣改善につなげます。</p> <p>健康寿命延伸のため、保健指導などの個別支援や、通いの場における健康教育などを通して、生活習慣病の発症・重症化予防や介護予防の取組を実施します。</p>	

実施内容	<p>庁内の担当部署が連携し、下記の事業に取り組みます。</p> <p>(1)第3次筑後市健康増進計画に基づき、各種がん検診・特定健康診査・特定保健指導を実施します。また、生活習慣病の発症・重症化予防事業を実施します。</p> <p>(2)低栄養防止の取組や健康状態が不明な高齢者の状態把握、通いの場における健康教育・健康相談など、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。</p>
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## (2) 社会参加と生きがいづくり

現在の高齢者は、定年退職後も働き続ける人の増加や趣味の多様化などからライフスタイルが変化してきています。一方で、地域活動への参加機会の減少から、地域でのつながりが希薄化し、地域力の低下が危惧されています。

このような中、高齢者がこれまで培ってきた経験や知識、能力を活かし、地域で生き生きと活躍できるよう、高齢者の社会参加や生きがいづくりにつながる取組を進めていきます。

取組	① 老人クラブへの支援	高齢者支援課
ねらい	<p>老人クラブは地域社会において、自身の福祉を高めるとともに地域の福祉を進めることを目的とした自主的な組織であり、老人クラブ会員の教養活動、健康活動、レクリエーション、地域社会との交流が円滑に行われるよう活動を支援します。</p>	
実施内容	<p>筑後市シニアクラブ連合会が実施する研修会や広報活動、友愛訪問等の事業に対し補助金を交付し、老人クラブの活動支援を行います。</p> <p><b>【実績】</b>筑後市シニアクラブ連合会加入単位クラブ数                      (R2)54 クラブ (R3)46 クラブ (R4)37 クラブ</p>	

取組	② ボランティア養成事業	高齢者支援課
ねらい	ボランティア活動が、高齢者の生きがいづくりとなり、自身の介護予防となるため、ボランティア養成を行い、その活動を支援します。	
実施内容	<p><b>● ボランティア養成講座</b></p> <p>○介護予防事業に従事するボランティア(ちっこ健康隊スマイル)の養成講座を実施します。  <b>【実績】</b>受講者数(R2)5人 (R3)9人 (R4)10人  <b>【目標】</b>受講者数(R6)10人 (R7)10人 (R8)10人</p> <p>○介護事業所でのボランティアに従事する(ふれあい隊)の養成講座を実施します。  (令和3年度～)  <b>【実績】</b>受講者数(R3)17人 (R4)6人  <b>【目標】</b>受講者数(R6)10人 (R7)10人 (R8)10人</p> <p><b>● 介護予防ボランティアポイント</b></p> <p>ちっこ健康隊スマイル及びふれあい隊の活動実績に応じポイントを付与し、商品券等と交換します。</p> <p><b>【実績】</b> 申請者数(R2)18人 (R3)31人 (R4)35人  <b>【目標】</b> 申請者数(R6)45人 (R7)50人 (R8)55人</p>	

取組	③ 高齢者の生きがい活動支援	高齢者支援課
ねらい	スポーツ、趣味、健康づくり、レクリエーション等の活動を通して、高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援します。	
実施内容	<p>運動会やグラウンドゴルフ大会などのスポーツ大会、ハイキングやのど自慢大会、作品展などを実施します。</p> <p><b>【実績】</b>延べ参加者数(R2)506人 (R3)637人 (R4)1,423人  <b>【目標】</b>延べ参加者数(R6)1,500人 (R7)1,500人 (R8)1,500人</p>	

取組	④ 生涯学習の推進	社会教育課
ねらい	<p>生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所で学習し、その成果を地域や社会で生かすことができるよう、各種講座等を実施したり公民館活動を支援したりすることで、市民の生きがいづくり、人材づくりを進めます。</p>	
実施内容	<p>● <b>中央公民館講座事業</b> まちづくりの視点と資質を養い、生涯にわたって生きがいを見つけられるような講座を実施します。また、講座で学んだものを家庭内や地域で生かせるような支援を行います。</p> <p>● <b>中央公民館出張所事業</b> 中学校区単位で出張所を設置し、地域の公民館で中央公民館の講座を実施します。</p> <p>● <b>生涯スポーツ普及事業</b> 市民の健康志向の高まりを受け、軽スポーツの普及を推進し、生涯にわたって運動・スポーツを続けられる環境づくりを行います。</p>	

取組	⑤ シルバー人材センター事業	高齢者支援課
ねらい	<p>高齢者が豊富な技術や知識、経験を生かして、働くことを通じて生きがいを感じながら地域社会で活躍できるよう、シルバー人材センターを支援します。</p>	
実施内容	<p>シルバー人材センターへ運営費の補助を行い、加入促進を図るとともに、事業活動を支援します。</p> <p>【実績】会員数 (R2)289人 (R3)283人 (R4)272人</p>	

## (3) 高齢者の在宅生活支援

高齢者が、加齢に伴い日常生活において何らかの支障をきたす状態になっても、地域で自立した生活を続けていけるよう、日常生活に関わる在宅支援サービスを提供します。

取組	① 介護予防・生活支援サービス事業	高齢者支援課
ねらい	要支援者及び基本チェックリストによる事業対象者に対し、介護予防ケアマネジメントにより、適切なサービスを実施します。	
実施内容	<p>● <u>従前の基準によるサービス</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問介護サービス(旧介護予防訪問介護相当)</li> <li>○通所介護サービス(旧介護予防通所介護相当)</li> </ul> <p>● <u>緩和した基準によるサービス</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○通所型サービス「介護予防生きがい活動支援デイサービス」 給食サービス、日常動作訓練(レクリエーション、体操、趣味活動、野外活動等)を行います。</li> <li>【実績】登録者数 (R2)105人 (R3)84人 (R4)91人 延べ利用者数 (R2)3,254人 (R3)3,228人 (R4)3,599人</li> <li>【目標】登録者数 (R6)100人 (R7)110人 (R8)120人 延べ利用者数 (R6)3,700人 (R7)3,800人 (R8)3,900人 ※各年度3月末日時点</li> <li>○訪問型サービス「シルバーお助けサービス」 食材の買物、洗濯、掃除など、生活支援のための軽易な日常生活上の援助を行います。</li> <li>【実績】利用回数(R2)2,313回 (R3)2,565回 (R4)2,501回 登録者数(R2)60人 (R3)60人 (R4)57人 延べ利用時間(R2)2,700時間 (R3)2,986時間 (R4)3,059時間</li> <li>【目標】利用回数(R6)2,550回 (R7)2,600回 (R8)2,650回 登録者数(R6)60人 (R7)63人 (R8)65人 延べ利用時間(R6)3,210時間 (R7)3,360時間 (R8)3,510時間 ※各年度3月末日時点</li> </ul>	



取組	② 生活支援ショートステイ	高齢者支援課
ねらい	日常生活で支援を必要としている高齢者の家族が、病気・旅行等のために支援ができないとき等に、養護老人ホームを短期間利用することで、これらの高齢者及びその家族の生活の安全・安心を図ります。	
実施内容	市が契約した養護老人ホームへの短期入所により、日常生活(朝食・昼食・夕食・入浴・宿泊等)の支援を行います。(要介護認定者は除く) 【実績】延べ利用者数・日数 (R2)19人・140日 (R3)6人・40日 (R4)5人・28日	

取組	③ 給食サービス	高齢者支援課
ねらい	概ね 65 歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯や身体障害者で、自力では食事の準備等ができない人に対してバランスのとれた食事の確保により、健康管理を図ると同時に、給食を手渡しすることで安否確認を行います。	
実施内容	食事の調理・配送、食事状況の把握、見守り(安否確認)を行います。(1日1食のみ) 【実績】年間延べ配食数(R2)26,705食 (R3)24,612食 (R4)20,752食	

取組	④ 緊急通報システム	高齢者支援課
ねらい	一人暮らし高齢者や重度障害者等が、急病や災害等の緊急時に緊急通報装置を利用することで、迅速かつ適切に対応できる体制につなぎ、日々の生活における不安を解消します。	
実施内容	心臓病や脳血管疾患などの既往症のある一人暮らし高齢者や重度障害者等に緊急通報装置を貸与します。緊急時に通報ボタンを押すと安全センターへ繋がり、状況判断し近所に住む協力員に訪問してもらいます。必要に応じて救急車の手配をします。看護師が 24 時間の電話相談にも応じるほか、安否確認のための伺い電話を定期的に行います。 【実績】設置台数(R2)14台 (R3)10台 (R4)7台 ※各年度3月末日時点	

取組	⑤ 介護用品給付事業	高齢者支援課
ねらい	重度の要介護者等を在宅で介護している人のうち、低所得世帯の人を対象に、紙おむつ等の購入に係る費用を助成し経済的な負担を軽減します。	
実施内容	<p>自宅で生活している低所得世帯(非課税世帯)の要介護等高齢者で、おむつを常時必要とする人(要介護3以上の人等)に対し、紙おむつ及び尿取りパッドに係る費用のうち一定額(月額 3,000 円を上限)を助成します。</p> <p>【実績】年間延べ利用者数(R2)197人 (R3)216人 (R4)186人</p>	

取組	⑥ 生活支援ホームヘルプ	高齢者支援課
ねらい	非課税世帯かつ高齢者のみの世帯の高齢者で、日常生活に支援が必要な人に対し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続を支援します。	
実施内容	<p>家屋の軽微な修繕、家周りの草取り・草刈り、居室以外の掃除・窓拭きその他の日常的に行われる家事の範囲を超える掃除の支援を行います。</p> <p>【実績】年間利用件数 (R2)12件 (R3)12件 (R4)13件</p>	

## 2. ささえあい、安心できるまちづくり

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくためには、公的な支援のほかにも、高齢者を含む地域住民誰もが、お互いを支え合うことのできる仕組みが必要になります。

2025年、高齢者の5人に1人が認知症を発症すると言われていています。認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものです。認知症を『自分事』としてとらえ、認知症とともに生きるまちづくりを進めていきます。

また近年、全国各地で様々な自然災害が発生する中、安全・安心に生活を送ることができるよう、見守りや災害時支援に対する取組も必要となっています。

このようなことから、本計画の「基本目標2 ささえあい、安心できるまちづくり」に向け、住民、地域、行政が互いに連携し、地域ぐるみで支え合いができる体制づくりを進めていきます。

### (1) ささえあいの仕組みづくり【重点施策2】

高齢者の生活を、地域全体で支え合うためには、地域住民はもちろん、医療・介護・

福祉等の業種を超えたネットワークの構築が必要です。

地域共生社会の実現に向けて、より一層高齢者の相談支援や権利擁護の推進、医療等関係機関との連携を図っていきます。

取組	① 在宅医療と介護の連携推進	地域包括支援センター
ねらい	在宅医療と介護の連携を推進し、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、切れ目なく医療・介護サービス等を受けることができるような提供体制の構築を進めます。	
実施内容	<p>八女筑後医師会等と連携し、下記の取組について協議しながら進めていきます。</p> <p>(1)地域の医療・介護関係者等が参画する会議で、在宅医療・介護連携に関して必要な情報・課題の把握や施策立案を行い、医療・介護関係者に周知を行います。</p> <p>(2)地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談支援、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行うため、相談窓口を設置します。</p> <p>(3)在宅医療・介護連携に関し住民の理解を深めるために、住民公開講座や出前講座を実施し、住民への啓発を行います。</p> <p>(4)医療・介護関係者間の情報共有を支援し、医療・介護関係者に対して在宅医療・介護連携に必要な知識の習得・向上に必要な研修を行います。また、地域の実情に応じて医療・介護関係者を支援する事業を行います。</p> <p>(5)在宅医療・介護連携に関することについて、同じ二次医療圏内である八女市、広川町及び県と協議の場を持ち連携していきます。</p>	
取組	② 総合相談	地域包括支援センター
ねらい	各種相談を一元的に受け付けることにより、迅速に必要なサービスにつなぐとともに、地域内で相談しやすい体制を築いていくことで、高齢者の安心と信頼を確保します。また、介護を行っている家族等の心理的負担軽減や孤立感の解消等を図ります。	
実施内容	<p>市民がより身近なところで相談ができるよう3つのステーションを設置し、以下の支援を実施します。</p> <p>(1) 高齢者の心身の状態やその家族の実態を把握し、課題を確認します。</p> <p>(2) サービスや制度について情報提供し、適切な関係機関につなぎます。</p> <p>(3) 地域のネットワークを構築し、相談しやすい体制づくりを進めます。</p> <p><b>【実績】</b>相談件数(R2)5,661件 (R3)4,659件 (R4)4,885件  <b>【目標】</b>相談件数(R6)5,000件 (R7)5,200件 (R8)5,400件</p>	

取組	③ 権利擁護	地域包括支援センター
ねらい	高齢者の権利が侵害されることなく、尊厳ある生活を維持していくことができるような地域づくりを進めます。	
実施内容	(1) 意識の啓発と権利侵害の予防のため、研修会の開催や出前講座を実施します。 (2) 虐待を確認した際には必要な方策へつなぎます。 (3) 悪質商法、詐欺行為等の権利侵害に関し、相談・助言を行い専門機関等へつなぎます。	

取組	④ 地域ケア会議	地域包括支援センター
ねらい	個別ケースの有する課題の解決に向けた検討を行うことにより、ケアの質を高め、その人のニーズの充足を目指すとともに、支援者のスキルアップを目指します。また、個別支援の検討を出発点として、地域課題を抽出し、解決に必要な社会基盤の整備を図ります。	
実施内容	<p>● <u>地域ケア個別会議</u></p> <p>○処遇困難型 個別ケース支援の方向性や支援者の役割についてケースを取り巻く関係者で検討をします。</p> <p>【実績】開催回数(R2)17回 (R3)12回 (R4)16回 【目標】開催回数(R6)34回 (R7)34回 (R8)34回</p> <p>○介護予防型 要支援認定者について、自立支援の視点に立った支援の方向性を多職種で検討します。</p> <p>【実績】開催回数(R2)6回 (R3)3回 (R4)4回 【目標】開催回数(R6)10回 (R7)10回 (R8)10回</p> <p>● <u>地域ケア推進会議</u></p> <p>地域ケア個別会議から見えてきた地域課題について、多職種で解決の方法を検討し、サービス開発や政策への提言につなげます。</p> <p>【実績】開催回数(R2)0回 (R3)0回 (R4)1回 【目標】開催回数(R6)2回 (R7)2回 (R8)2回</p>	

取組	⑤ 生活支援体制整備事業	地域包括支援センター
ねらい	<p>住民主体の活動、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センター等の多様な主体と連携し、地域で生活する高齢者を支える地域の体制づくりを推進します。</p>	
実施内容	<p>● <b>生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置</b>                      市全域を管轄する第1層生活支援コーディネーター1人と、日常生活圏域ごとに第2層生活支援コーディネーター3人を配置します。                      生活支援コーディネーターは、多様な主体による高齢者の生活支援・介護予防の取組の支援や創出を行い、関係者間のネットワークの構築やニーズと取組のマッチングを行います。また、高齢者の趣味や特技、サークル活動のほか、技術や経験を生かしたボランティア活動や就労的活動など、高齢者の社会参加の取組の支援や創出を行います。</p> <p>● <b>協議体の設置</b>                      市全域を対象とした多様な主体のメンバーで構成する第1層協議体「ささえあい協議体」と、校区福祉会で構成する第2層協議体を設置します。協議体は生活支援コーディネーターを組織的に補完し、地域の多様な主体間の情報共有や、連携・協働体制の推進を行います。</p>	

取組	⑥ ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク	高齢者支援課
ねらい	<p>地域における見守り活動が充実することで、一人暮らし高齢者等が、在宅で安心した生活ができるよう支援します。</p>	
実施内容	<p>各家庭を訪問する機会の多い新聞配達や郵便事業者、生協等と協定を結び、一人暮らし高齢者等の状況に異変を察知した場合、市に情報提供し緊急の場合は警察や消防に通報します。</p> <p>【実績】協定締結件数(累積)(R2)16件 (R3)16件 (R4)18件</p>	

取組	⑦ 高齢者在宅実態調査	高齢者支援課
ねらい	<p>一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯を対象に、民生委員が日頃の身体状況や在宅生活状況等を把握しておくことで、緊急時の早期対応・早期解決につなげます。</p>	
実施内容	<p>市からの情報を基に、民生委員の自宅訪問による調査を3年に1回実施します。調査結果は民生委員と市、地域包括支援センター(地区ステーション含む)で共有し緊急時等に活用します。</p>	

取組	③ 重層的支援体制の整備	福祉課
ねらい	世代や属性に関わらず、支援を必要とする地域住民の相談を受け止め、複雑化・複合化した支援ニーズに対し包括的に支援していく体制を構築することで、すべての住民が安心して暮らせる地域づくりを推進します。	
実施内容	国の定める重層的支援体制整備事業実施要綱に基づき、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するための体制を構築し、庁内外を含めた多機関協働による支援プランの作成、関係機関内での役割分担と連携による支援を行います。	

## (2) 認知症に対する取組

2024年1月に認知症基本法が施行されました。この法律は認知症の人が基本的人権を享有する個人として尊重されることや、社会参加や自立した日常生活が保障されることが明記されています。その理念にもとづき、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会を目指します。

取組	① 認知症サポーター養成	地域包括支援センター
ねらい	地域住民・商店・銀行など認知症の人に対応する機会がある人、団体の他、小・中学校などでも、認知症についての正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深め、認知症になっても住み慣れた地域で可能な限り生活できるよう支援する認知症サポーターを養成します。	
実施内容	<p>認知症サポーター養成講座(講師:認知症キャラバン・メイト)に関する広報活動を強化し、サポーターの普及を図ります。</p> <p>※講座受講者には、認知症サポーターの証「オレンジリング」を交付します。</p> <p><b>【実績】</b>認知症サポーター年度末累積数  (R2)3,326人 (R3)3,630人 (R4)3,800人</p> <p><b>【目標】</b>(R6)4,150人 (R7)4,350人 (R8)4,550人</p>	

取組	② 認知症支援体制の構築	地域包括支援センター
ねらい	認知症の状態の変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療・介護及び生活支援等が行われる体制を構築するとともに、認知症ケアの向上を図ります。	

実施内容	<p>(1) 認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、認知症医療センターを含む医療機関や介護サービス事業所、認知症サポーター等、地域において認知症の人を支援する関係者の連携を進めます。</p> <p>(2) 認知症初期集中支援チームの活動を推進し、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族に必要な初期の支援を行い、認知症の早期発見・早期対応を図ります。</p> <p>(3) 認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターの活動をつなぐ「チームオレンジ」の活動を支援します。</p> <p>(4) 認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集う「認知症カフェ」の活動を支援します。</p>
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

取組	③ 成年後見制度利用支援	地域包括支援センター
ねらい	<p>認知症などで判断能力に欠ける高齢者の権利を擁護し、安心して生活できるように支援します。</p>	
実施内容	<p>(1) 地域包括支援センターに成年後見制度利用支援のための中核機関機能を置き、制度についての相談や申立てへの支援を行います。</p> <p>(2) 成年後見制度等についてホームページ、出前講座等で周知を図ります。</p> <p>(3) 認知症などで成年後見人等が必要であるにもかかわらず、申立人がいない場合に、市長が申立てを行います。また費用負担が困難な人に対して成年後見人等の報酬の助成を行います。</p> <p>【実績】市長申立て件数(R2)2件 (R3)0件 (R4)1件</p>	

取組	④ 高齢者障害者等 SOS ネットワーク	高齢者支援課
ねらい	<p>認知症などが原因で行方不明となった高齢者等を、地域のネットワーク協力機関と連携することにより早期発見し、生命・身体の安全確保に努めます。</p>	
実施内容	<p>認知症高齢者等の行方不明者の搜索願が出た場合に、地域のネットワーク協力機関に行方不明者情報をFAX送信し、早期発見を図ります。また家族・親族の申し出により、行方不明になる恐れのある認知症高齢者等の情報を事前登録することで、速やかに対応できるようにします。</p> <p>【実績】稼働件数(R2)1件 (R3)5件 (R4)3件</p>	

取組	⑤ 家族介護者への支援事業	高齢者支援課
ねらい	在宅での介護が安心してできるよう、在宅介護の継続・向上に資する事業を実施することにより家族の精神的・身体的負担の軽減につなげます。	
実施内容	<p>介護家族の会に委託し、介護の悩み相談に応じ、介護の知識・技術の習得等の家族介護者向けの介護教室等を開催します。</p> <p>【実績】延べ受講者数(R2)50人 (R3)28人 (R4)43人</p>	

### (3) 介護保険制度の安定運営

団塊の世代が75歳以上となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年、さらにその先を展望すると、現役世代人口の減少は加速し、75歳以上人口は2055年まで増加傾向、介護ニーズが高い85歳以上人口は2035年頃まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060年頃まで増加傾向が見込まれています。こうした状況から、介護給付費の急激な増加や介護人材不足の深刻化、さらには人材不足がサービス供給量不足を招くおそれがあります。

介護保険制度を安定運営していくためには、介護保険財政の安定運用とともに、必要な人が必要なサービスを受けられるようサービス供給量を確保することが重要です。そのため、引き続き介護給付の適正化事業に取り組み、限りある社会資源の効率的・効果的な活用を目指します。また、介護職員の確保及び定着化に資する取組についても、介護現場における生産性の向上の推進等を図りつつ、県等と連携し取り組みます。

取組	① 介護給付の適正化	高齢者支援課
ねらい	介護サービスを必要とする利用者を適切に認定し、利用者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促し、不適正な事業運営の防止、改善及びサービスの質の向上を図ります。	
実施内容	<p>実施計画を定め、「要介護等認定の適正化」「ケアプラン点検」「医療情報との突合・縦覧点検」などの適正化事業や地域密着型サービス事業者等への集団指導及び運営指導を実施し、その事業効果等について評価を行います。</p> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアプラン点検実施件数(R2)75件 (R3)85件 (R4)101件</li> <li>・運営指導実施件数(県同行指導含む)(R2)5件 (R3)8件 (R4)4件</li> </ul>	



取組	② 制度の普及・啓発	高齢者支援課
ねらい	<p>介護保険制度を普及啓発することで、サービス利用までの一連の手続き方法や過不足のないサービス利用につなげ、制度を知らないことによる必要な支援の漏れ防止を図ります。</p>	
実施内容	<p>介護保険料の決まり方や要介護等認定申請の手続き方法、介護サービスの利用方法等について、広報紙やホームページ、生涯学習出前講座、介護保険被保険者証交付時の説明会など様々な方法により周知・啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙、ホームページ、生涯学習出前講座(随時)</li> <li>・介護保険被保険者証交付式(毎月1回)</li> </ul>	

取組	③ 介護職員人材確保事業	高齢者支援課
ねらい	<p>介護職員の人材不足が深刻化する中、県と連携し必要となる介護人材の確保・定着化に向けての取組や、職場環境の改善に関する普及啓発を行い、離職防止・職員の定着化を図ります。</p>	
実施内容	<p>県等が実施している人材確保のための事業の周知や、事業所の垣根を越えて介護職員のつながりを創出する「人材交流推進事業」等市独自事業を行います。</p>	

## (4) 地域で安全・安心に暮らす

高齢者が、地域の中で安全・安心に暮らしていくことができるよう、災害時を含めた緊急時等に、必要な支援につながる見守り・支援体制の整備や、防災・防犯のための取組、移動手段や住まいの確保に関する取組を進めていきます。

また、日頃から介護事業所等と連携し、災害や感染症に対する訓練の実施や具体的計画の確認、対策の周知啓発、平時から必要な物資の備蓄・調達状況等について確認を行うなど、県や他部署とも連携し、介護事業所等への支援を行います。

取組	① 災害時等の支援体制の整備	防災安全課
ねらい	地域住民が行う自主防災活動を支援したり、災害時に自力で避難ができない高齢者等が、地域の支え合い等により必要な支援が受けられるようにすることで、地域防災力の向上を図ります。	
実施内容	<p>安全・安心まちづくり活動補助事業により、自主防災組織が行う防災資機材の購入や防災訓練の実施を支援します。</p> <p>また、災害時に自らの力で避難することが困難と思われる人を対象に、個別避難計画書を作成し、自主防災組織、行政区、民生委員、消防団等と連携を図りながら地域で避難の手助けを行うための体制づくりを推進します。</p> <p><b>【実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心まちづくり活動(防災活動・防災訓練)補助件数 (R2)10件 (R3)9件 (R4)13件</li> <li>・個別避難計画作成率 (R2)10.87% (R3)9.02% (R4)10.12%</li> </ul>	

取組	② 消費生活相談	消費生活センター
ねらい	消費者が、消費生活に関する正しい知識を習得し、トラブルを未然に防げるようにします。また、消費生活に関する相談内容は日々複雑・多様化しています。専門窓口を設置することにより、相談を通して、消費者の不安や悩みの解消に努めます。	
実施内容	<p>事業者と消費者との取引に関して生じた苦情の処理、斡旋等を行います。また、消費者トラブルを未然に防ぐため、地域への出前講座や広報啓発等を行います。</p> <p><b>【実績】</b>相談件数(R2)257件 (R3)235件 (R4)259件</p>	

取組	③ 交通安全の推進	防災安全課
ねらい	交通ルールを守り、交通安全を心がけるよう交通安全についての市民意識を高め、交通事故ゼロを目指します。	
実施内容	<p>警察、交通安全協会、校区コミュニティ等と連携を図り、交通安全に対する啓発、高齢者向けの交通安全教室などを行うとともに、高齢運転者の交通事故防止及び事故時の被害軽減を図るため、自動車への後付け安全運転支援装置の設置費用と安全運転支援自動車の購入費用の一部を助成します。また、高齢運転者が加害者となる交通事故の抑止を図ることを目的に、運転免許証を自主返納した人に対し、タクシー利用券又はICカード乗車券を交付します。(令和5年度から実施)</p> <p>【実績】筑後市高齢者安全運転支援事業補助件数(R2)7件 (R3)7件 (R4)3件</p>	

取組	④ コミュニティ自動車による移動手段の確保	都市対策課
ねらい	地域住民の通院、買い物など日常生活に不可欠な移動手段を構築することで、駅やバス停から距離がある地域や、路線バスの運行本数が少ない地域など、公共交通不便地域の利便性向上を図ります。	
実施内容	<p>地域で暮らす高齢者等が通院や買い物などの際に利用できるよう、地域との協働によりコミュニティ自動車の取組を継続してきました。</p> <p>「筑後市地域公共交通計画」に基づき、地域で暮らす誰もが生活利便施設等に容易にアクセスでき、日常生活を維持することができるよう、今後も地域と密接に連携しながら持続可能な移動環境の構築に向けた取組を進めます。</p> <p>【実績】実施地域数(R2)7地域 (R3)7地域 (R4)7地域</p>	

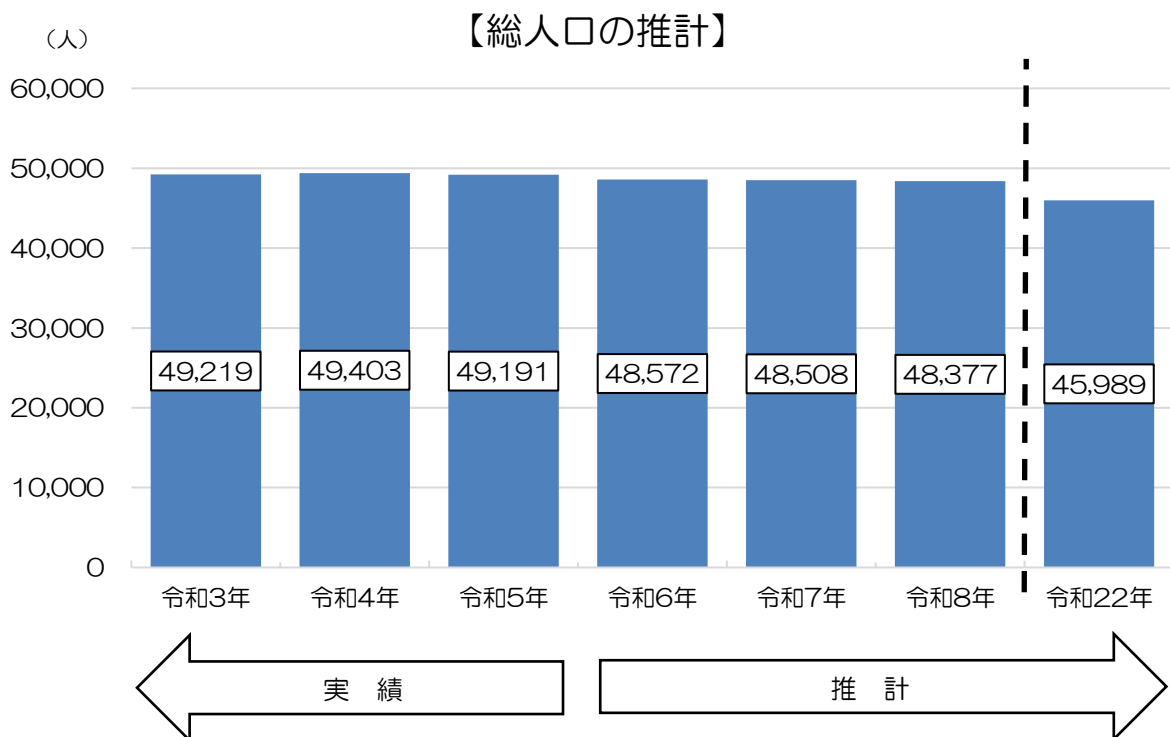
取組	⑤ 高齢者の住まいの確保	都市対策課・高齢者支援課
ねらい	高齢者一人ひとりのニーズにあった住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービス等を利用しながら安心して生活できるよう必要に応じて関係部局と連携しながら取り組みます。	
実施内容	<p>筑後市営住宅長寿命化計画に基づき実施予定である高銭野団地と玄ヶ野団地との集約建替においては、高齢等単身世帯の増加を考慮した事業として進めていきます。</p> <p>また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数、設置状況について、県と情報連携を行います。</p>	

## 第5章 介護保険事業の展開

### 1. 2040年（令和22年）の筑後市の姿

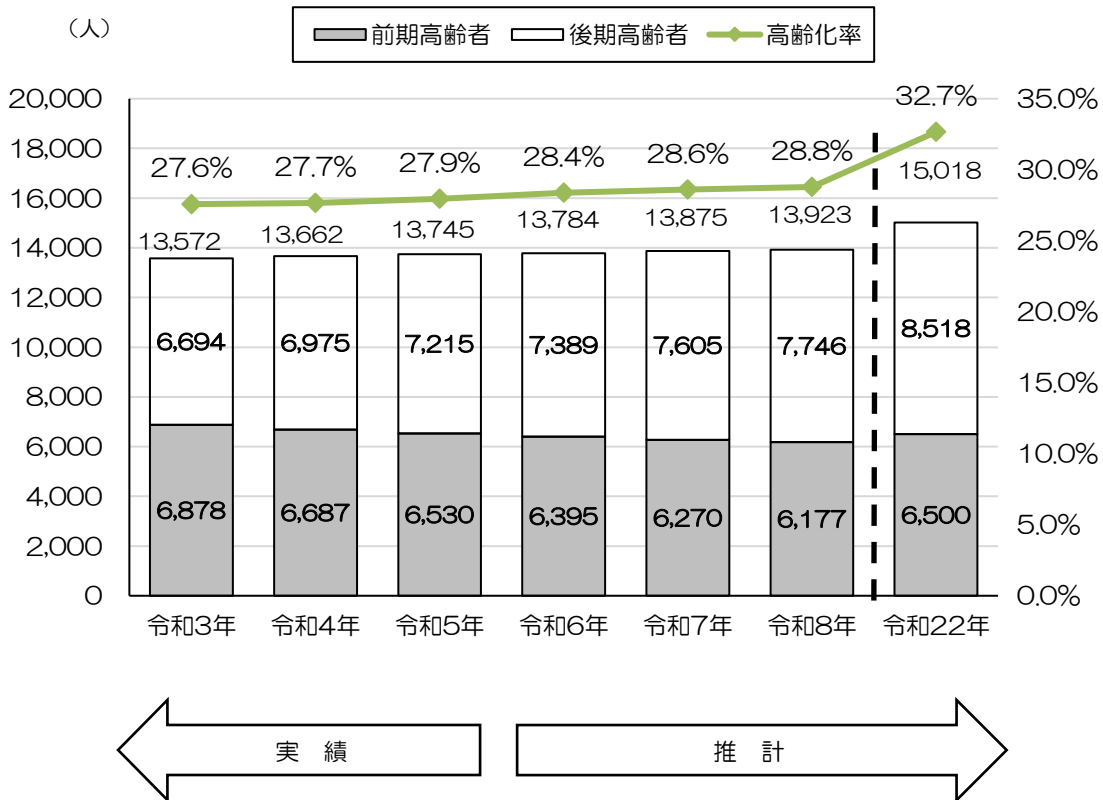
本市の総人口は近年微増が続いていましたが、第9期計画期間である2024（令和6）年度から2026（令和8）年度を境に減少していくことが予想されます。

一方、高齢者数の推計をみると、今後も増加することが見込まれており、その結果高齢化率も同じく上昇を続け、2023年（令和5年）の27.9%から、2025年（令和7年）には28.6%、2040年（令和22年）には32.7%に達する見込みです。これを前期、後期高齢者別にみると、前期高齢者数は2021年（令和3年）をピークに2035年（令和17年）まで減少を続けますが、後期高齢者数は2050年（令和32年）まで増加すると見込まれています。



資料：筑後市住民基本台帳（各年10月1日現在）  
令和6年度以降は厚生労働省「見える化システム」により試算

【高齢者数の推計】



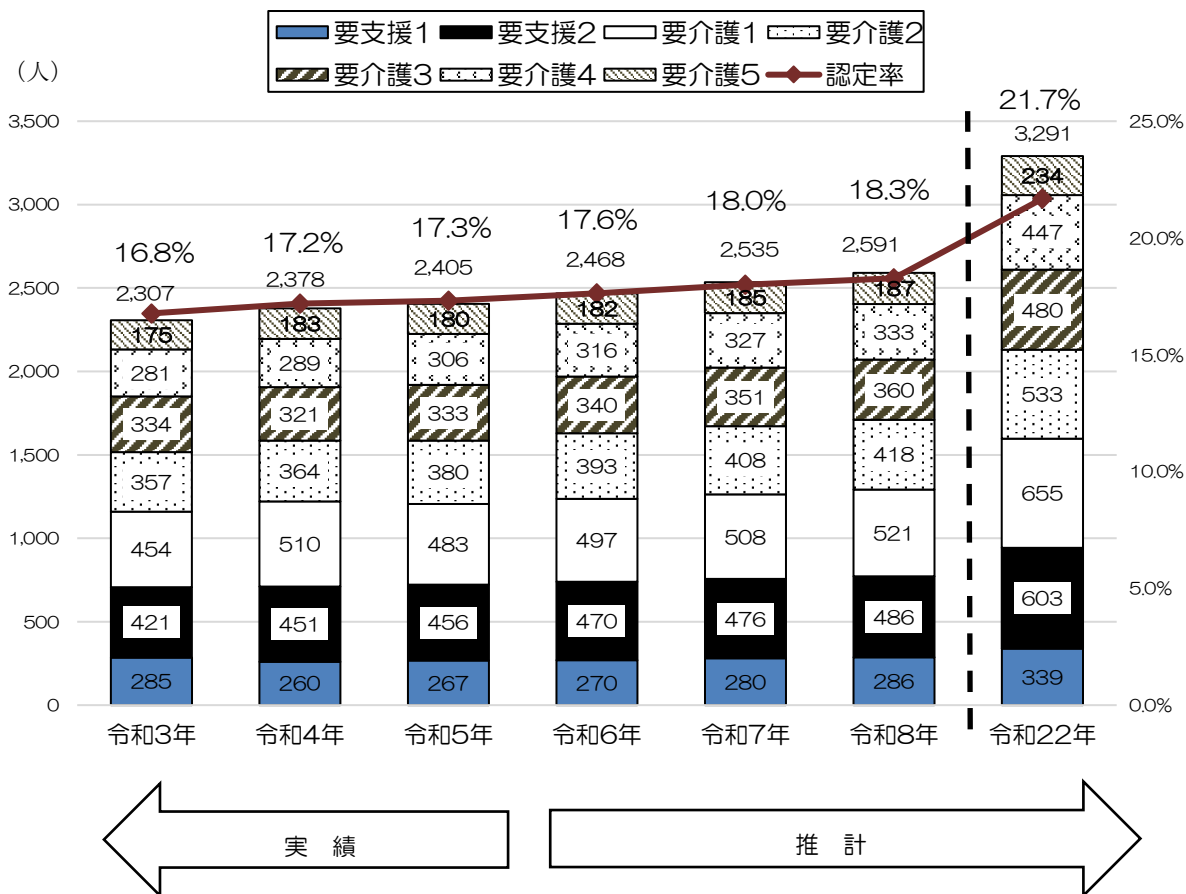
資料：筑後市住民基本台帳（各年10月1日現在）  
令和6年度以降は厚生労働省「見える化システム」により試算

	実績			推計			
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
総人口(人)	49,219	49,403	49,191	48,572	48,508	48,377	45,989
第1号被保険者数(人)	13,572	13,662	13,745	13,784	13,875	13,923	15,018
65～74歳	6,878	6,687	6,530	6,395	6,270	6,177	6,500
75歳以上	6,694	6,975	7,215	7,389	7,605	7,746	8,518
第2号被保険者数(40～64歳)	15,876	16,012	15,992	15,891	15,905	15,884	14,326
高齢化率(%)	27.6	27.7	27.9	28.4	28.6	28.8	32.7

要介護等認定者数の推計結果からは、令和7年には2,535人、令和22年には3,291人に達することが見込まれており、今後も増加していくことが予想されます。

この結果、要介護等認定率は令和3年の16.8%から、令和7年には18.0%、令和22年には21.7%になるものと見込まれています。

【要介護等認定者数の推計】



※認定者数には第2号被保険者数含む。

資料：厚生労働省 介護保険事業報告（各年10月1日時点）  
 令和6年以降は厚生労働省「見える化システム」により試算

## 2. 筑後市の日常生活圏域

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、身近な日常生活の区域ごとに介護サービスの提供を行うとともに、地域間の均衡のとれた基盤整備を行うために設けています。

日常生活圏域の設定にあたっては、第8期計画と同じく「羽犬塚中学校区」「筑後中学校区」「筑後北中学校区」の3つの圏域を定めています。

【圏域ごとの人口、高齢化率、要介護等認定者数の状況】

圏域	人口（人）	高齢化率（％）	要介護等認定者数（人）
羽犬塚中学校区	17,139	23.8	719
筑後中学校区	16,506	31.8	958
筑後北中学校区	15,557	28.3	692

資料：筑後市住民基本台帳（令和5年9月1日現在）

【圏域ごとの介護保険施設等と定員】

圏域	社会資源（定員：人）	
羽犬塚中学校区	特定施設入居者生活介護※1（混合型）	29
	認知症対応型共同生活介護※2	27
	小規模多機能型居宅介護	25
	住宅型有料老人ホーム	79
筑後中学校区	介護老人福祉施設※3	205
	介護老人保健施設	82
	認知症対応型共同生活介護※2	36
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所
	住宅型有料老人ホーム	105
	軽費老人ホーム	70
筑後北中学校区	介護老人福祉施設※3	50
	介護老人保健施設	100
	認知症対応型共同生活介護※2	36
	認知症対応型通所介護	24
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所
	住宅型有料老人ホーム	14
	サービス付き高齢者向け住宅	51
	養護老人ホーム	50

※1 特定施設入居者生活介護：介護付有料老人ホーム

※2 認知症対応型共同生活介護：グループホーム

※3 介護老人福祉施設：特別養護老人ホーム（特養）

### | 3. 介護サービス量の見込み

#### (1) 介護予防サービス・居宅サービス

「介護予防サービス」と「居宅サービス」については、第8期計画期間のサービス給付状況と、今後の認定者数の推計や第8次福岡県保健医療計画に定める在宅医療の整備目標を踏まえ、サービス利用者数及び給付費を推計しました。

#### 【第8期実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	42	0
	回数(回)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	4,690	5,214	5,431
	回数(回)	126	135	135
	人数(人)	13	14	13
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	2,988	3,933	6,852
	回数(回)	83	117	208
	人数(人)	6	9	15
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	3,276	3,363	3,566
	人数(人)	29	27	28
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	37,237	37,603	38,398
	人数(人)	88	92	92
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	1,161	1,103	1,109
	日数(日)	16	14	15
	人数(人)	2	2	3
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	701	123	319
	日数(日)	7	1	2
	人数(人)	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	11,269	12,472	13,706
	人数(人)	190	200	216
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	1,675	2,479	2,323
	人数(人)	6	7	6
介護予防住宅改修	給付費(千円)	10,841	10,003	10,431
	人数(人)	10	10	9
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	8,435	9,187	11,246
	人数(人)	9	9	11

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。



【第9期推計】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	6,089	6,297	6,641
	回数(回)	149	154	162
	人数(人)	15	16	17
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	8,228	8,748	8,948
	回数(回)	246	262	268
	人数(人)	18	19	19
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	3,499	3,643	3,781
	人数(人)	27	28	29
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	38,617	38,716	38,990
	人数(人)	90	91	92
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	1,883	1,885	1,885
	日数(日)	25	25	25
	人数(人)	6	6	6
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	14,632	15,128	15,708
	人数(人)	231	239	248
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	3,159	3,903	4,647
	人数(人)	8	10	12
介護予防住宅改修	給付費(千円)	11,567	12,703	13,839
	人数(人)	10	11	12
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	13,342	13,359	13,359
	人数(人)	13	13	13

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

## 【第8期実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
居宅サービス				
訪問介護	給付費(千円)	192,226	195,627	182,586
	回数(回)	6,123	6,028	5,500
	人数(人)	241	254	252
訪問入浴介護	給付費(千円)	14,271	15,418	14,908
	回数(回)	106	112	106
	人数(人)	17	19	20
訪問看護	給付費(千円)	42,942	42,534	48,412
	回数(回)	950	965	1,022
	人数(人)	85	85	88
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	7,057	8,823	13,086
	回数(回)	190	241	347
	人数(人)	16	19	25
居宅療養管理指導	給付費(千円)	27,310	29,355	31,863
	人数(人)	180	194	225
通所介護	給付費(千円)	471,028	493,160	534,682
	回数(回)	5,474	5,629	5,958
	人数(人)	437	469	484
通所リハビリテーション	給付費(千円)	156,230	162,171	174,252
	回数(回)	1,460	1,526	1,682
	人数(人)	145	160	170
短期入所生活介護	給付費(千円)	85,224	86,745	106,845
	日数(日)	827	839	1,045
	人数(人)	67	76	101
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	9,242	11,026	16,880
	日数(日)	68	81	123
	人数(人)	12	13	17
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	54,675	59,127	65,156
	人数(人)	433	469	495
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	2,290	3,170	4,185
	人数(人)	7	7	10
住宅改修費	給付費(千円)	6,164	7,129	10,389
	人数(人)	6	7	10
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	60,137	50,679	47,077
	人数(人)	25	22	20

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

【第9期推計】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス				
訪問介護	給付費(千円)	185,858	187,876	188,841
	回数(回)	5,486	5,519	5,537
	人数(人)	269	272	274
訪問入浴介護	給付費(千円)	18,390	18,620	18,937
	回数(回)	128	130	132
	人数(人)	20	21	22
訪問看護	給付費(千円)	52,561	53,402	53,737
	回数(回)	1,088	1,106	1,115
	人数(人)	96	98	99
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	18,870	19,060	19,699
	回数(回)	489	493	511
	人数(人)	32	32	33
居宅療養管理指導	給付費(千円)	34,230	34,685	35,703
	人数(人)	241	244	251
通所介護	給付費(千円)	554,169	569,173	598,342
	回数(回)	6,052	6,196	6,505
	人数(人)	507	526	549
通所リハビリテーション	給付費(千円)	186,342	189,084	189,994
	回数(回)	1,790	1,818	1,828
	人数(人)	187	191	194
短期入所生活介護	給付費(千円)	112,316	113,248	113,759
	日数(日)	1,087	1,096	1,101
	人数(人)	115	118	119
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	20,165	20,569	21,248
	日数(日)	142	146	151
	人数(人)	19	20	21
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	67,856	69,721	71,551
	人数(人)	519	536	552
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	7,261	7,979	8,711
	人数(人)	17	19	21
住宅改修費	給付費(千円)	14,588	16,583	17,567
	人数(人)	13	15	16
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	50,021	52,365	52,365
	人数(人)	21	22	22

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

## (2) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で継続して暮らすことができるよう、24 時間体制で高齢者を支えるなど「地域包括ケア」の拠点となるサービスです。原則として本市の住民だけが利用できます。また、サービス事業者は、本市が指定、指導・監督を行います。

地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービスについては、下記のとおり基盤整備計画を定め、第 9 期計画期間のサービス給付の状況や今後の認定者数の推計をもとに、サービス利用者数及び給付費を推計しました。

### ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて 24 時間、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、高齢者の安心と家族の介護負担軽減に寄与するもので、市内に 2 事業所あります。現時点での利用実績は 10 人以下と少ないことから、今計画中の整備は見送り、当該事業所の利用普及を図ります。

### ②夜間対応型訪問介護

夜間にヘルパーが定期的に訪問したり、連絡のあった家庭を訪問し、介護を行うサービスです。

1 事業所あたり 300 人程度の利用者を想定したサービスですが、現時点での本市の夜間・早朝の訪問介護利用実績は 50 人前後（有料老人ホーム入居者等を除く）と少ないことから、本計画期間中の整備は見送り、既存の訪問介護事業所等で対応します。

### ③介護予防認知症対応型通所介護/認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が、施設に通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができるサービスです。

現在、単独型事業所（定員 12 人）を 2 カ所開設しています。認知症高齢者の在宅生活を支えるため、共用型事業所の整備を既存のグループホームへ働きかけていきます。

### ④介護予防小規模多機能型居宅介護/小規模多機能型居宅介護

通い（デイサービス）を中心として、利用者の心身の状況、環境、希望に応じて、訪問（ホームヘルプサービス）や泊まり（ショートステイ）などのサービスを組み合わせ、居宅やその施設において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けることができるサービスです。

第8期期間中に1事業所が廃止となり、現在、1カ所開設しています。現時点の利用実績は少ないながらも、高齢者の在宅生活を支えるために、1事業所整備することを目指します。なお、本サービスにおいては、区域外指定による広域利用の検討を行います。

#### **⑤介護予防認知症対応型共同生活介護/認知症対応型共同生活介護（グループホーム）**

認知症の高齢者が、家庭的な雰囲気の中で、少人数で共同生活を送りながら、介護を受けることができるサービスです。

現在、市内には11ユニット（99床）あります。既存事業所の入居待機者の状況や、今後の認知症高齢者の増加等を踏まえ、2ユニット（18床）整備することを目指します。

#### **⑥地域密着型特定施設入居者生活介護**

入居定員が29人以下の介護専用型特定施設（有料老人ホームやケアハウスなど）に入居しながら、入浴や排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。

現在、市内には広域型の特定施設が1カ所（定員29人）、有料老人ホームが8カ所（定員計198人）、サービス付き高齢者向け住宅が2カ所（定員計51人）あります。これらの利用者数や入居待機者数、利用希望や被保険者の経済状況等を勘案し、本計画期間中の整備は見送ります。

#### **⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**

入所定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームにおいて、日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。

市内には現在、広域型の介護老人福祉施設が3カ所（255床）、地域密着型の介護老人福祉施設が1カ所（29床）あります。市民の施設入所待機者数は、福岡県による調査や介護事業者からの聞き取り調査等によると、約100人（令和5年7月時点）で、そのうち、在宅生活をしながら待機している人は20人程度、在宅生活が困難で特に優先度の高いと思われる人が10人程度でした。

施設入所待機者は、高齢者数の増加に伴い、今後も増加すると見込まれます。しかしながら、在宅での待機者の状況や、施設入所待機者の多くが多床室を希望している状況もあることから、本計画期間中の整備は見送ります。

#### **⑧看護小規模多機能型居宅介護**

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられるサービスです。

地域包括ケアシステムを構築するにあたって、相当程度の医療ニーズを持つ利用者の在宅生活の限界点を高める観点から、本計画期間中に1事業所整備することを目指しま

す。なお、本サービスにおいては、区域外指定による広域利用の検討を行います。

### ◎地域密着型通所介護

利用者が地域密着型通所介護の施設（利用定員 18 人以下のデイサービスセンターなど）に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで受けられるサービスです。

現在、市内には地域密着型の通所介護事業所が 6 カ所、広域型の通所介護事業所が 13 カ所あり、他自治体に所在する事業所も含め、通所介護全体としてサービス供給量は充足していることから、市の主体的な整備はしないこととします。

#### 【第 8 期実績】

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
(1) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	87	665	950
	回数(回)	1	7	9
	人数(人)	1	2	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	297	288	0
	人数(人)	1	1	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	1,607	3,462	2,892
	人数(人)	1	1	1

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	15,228	13,665	9,994
	人数(人)	9	7	7
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	53,473	50,864	45,044
	回数(回)	454	444	394
	人数(人)	24	24	25
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	42,341	26,821	14,940
	人数(人)	18	12	6
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	276,854	289,211	317,604
	人数(人)	92	95	96
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	93,174	99,435	116,764
	人数(人)	29	29	31
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	3,419	4,649	3,520
	人数(人)	1	2	1
地域密着型通所介護	給付費(千円)	121,154	120,774	111,677
	回数(回)	1,317	1,274	1,128
	人数(人)	101	98	84

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

【第9期推計】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	2,053	2,056	2,056
	回数(回)	19	19	19
	人数(人)	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	2,933	2,937	2,937
	人数(人)	1	1	1

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	11,448	12,777	14,837
	人数(人)	8	9	10
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	47,266	48,327	48,409
	回数(回)	407	416	417
	人数(人)	24	24	24
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	13,409	17,039	21,946
	人数(人)	6	8	10
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	324,949	345,249	375,303
	人数(人)	97	103	112
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	118,413	118,793	118,793
	人数(人)	31	31	31
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	3,570	7,149	10,724
	人数(人)	1	2	3
地域密着型通所介護	給付費(千円)	115,515	116,283	117,003
	回数(回)	1,131	1,134	1,142
	人数(人)	85	86	87

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

## (3) 施設サービス

施設サービスについては、第8期計画期間のサービス給付の状況や、今後の認定者の推計、第9期計画期間内の施設整備計画等をもとに、サービス利用者数を推計しました。

## 【第8期実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
施設サービス				
介護老人福祉施設	給付費(千円)	699,420	704,446	782,990
	人数(人)	225	223	247
介護老人保健施設	給付費(千円)	603,208	625,048	656,588
	人数(人)	180	187	191
介護医療院	給付費(千円)	50,671	70,136	103,234
	人数(人)	12	17	24
介護療養型医療施設	給付費(千円)	4,181	1,291	0
	人数(人)	1	1	0

## 【第9期推計】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設サービス				
介護老人福祉施設	給付費(千円)	842,988	881,985	921,250
	人数(人)	262	274	286
介護老人保健施設	給付費(千円)	672,367	700,885	732,019
	人数(人)	193	201	210
介護医療院	給付費(千円)	124,657	153,838	162,622
	人数(人)	29	36	38
介護療養型医療施設	給付費(千円)			
	人数(人)			

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。



## (4) 介護予防支援・居宅介護支援

介護を必要とする人が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成します。また、ケアプランに位置付けたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行います。

## 【第8期実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護予防支援	給付費(千円)	14,167	14,896	15,936
	人数(人)	263	274	290

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
居宅介護支援	給付費(千円)	152,690	160,839	163,354
	人数(人)	821	865	885

## 【第9期推計】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防支援	給付費(千円)	16,999	17,468	17,803
	人数(人)	305	313	319

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護支援	給付費(千円)	168,102	171,613	174,841
	人数(人)	900	920	940

※給付費は年間累計の金額、人数は1月当たりの利用者数。

## 4. 第1号被保険者の保険料

### (1) 標準給付費の見込み

高齢化の進行による自然増や介護報酬改定(+1.59%)の影響等を踏まえて見込んだ総給付費に、過去の実績や制度改正等から見込んだ特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を合わせて、標準給付費を推計しました。

#### 【標準給付費見込額】

(単位：円)

	第9期			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額(A)	4,125,759,000	4,294,566,000	4,465,280,000	12,885,605,000
総給付費	3,888,312,000	4,053,146,000	4,218,795,000	12,160,253,000
特定入所者介護サービス費等 給付額(財政影響額調整後)	133,135,000	135,366,000	138,224,000	406,725,000
特定入所者介護サービス 費等給付額	131,286,000	133,313,000	136,127,000	400,726,000
制度改正に伴う 財政影響額	1,849,000	2,053,000	2,097,000	5,999,000
高額介護サービス費等給付額	89,707,000	91,196,000	93,121,000	274,024,000
高額介護サービス費等給 付額	88,288,000	89,619,000	91,511,000	269,418,000
高額介護サービス費等の 利用者負担の見直し等に 伴う財政影響額	1,419,000	1,577,000	1,610,000	4,606,000
高額医療合算介護サービス費 等給付額	12,572,000	12,775,000	13,018,000	38,365,000
算定対象審査支払手数料	2,033,000	2,083,000	2,122,000	6,238,000
審査支払手数料支払件数	53,500	54,816	55,842	164,158

## (2) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業には、①介護予防・日常生活支援総合事業、②包括的支援事業、③任意事業の3つの事業があります。これらの事業に係る費用について推計しました。

【地域支援事業費見込額】

(単位：円)

	第9期			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業(C)	190,805,000	193,427,000	193,086,000	577,318,000
訪問型サービス	35,266,000	35,436,000	35,598,000	106,300,000
旧介護予防訪問介護相当サービス	31,777,000 (116人)	31,936,000 (119人)	32,088,000 (120人)	95,801,000
訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)	3,489,000	3,500,000	3,510,000	10,499,000
通所型サービス	101,921,000	102,253,000	102,556,000	306,730,000
旧介護予防通所介護相当サービス	88,853,000 (281人)	89,153,000 (285人)	89,356,000 (290人)	267,362,000
通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)	13,068,000	13,100,000	13,200,000	39,368,000
介護予防ケアマネジメント	13,888,000	14,027,000	14,167,000	42,082,000
審査支払手数料	333,000	335,000	340,000	1,008,000
高額介護予防サービス費相当事業	300,000	300,000	300,000	900,000
高額医療合算介護予防サービス費相当事業	300,000	300,000	300,000	900,000
一般介護予防事業	38,797,000	40,776,000	39,825,000	119,398,000
包括的支援事業・任意事業	114,701,000	123,851,000	124,617,000	363,169,000
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	34,200,000	34,500,000	34,800,000	103,500,000
任意事業	48,207,000	48,300,000	48,400,000	144,907,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	32,294,000	41,051,000	41,417,000	114,762,000
地域支援事業費見込額(B)	305,506,000	317,278,000	317,703,000	940,487,000

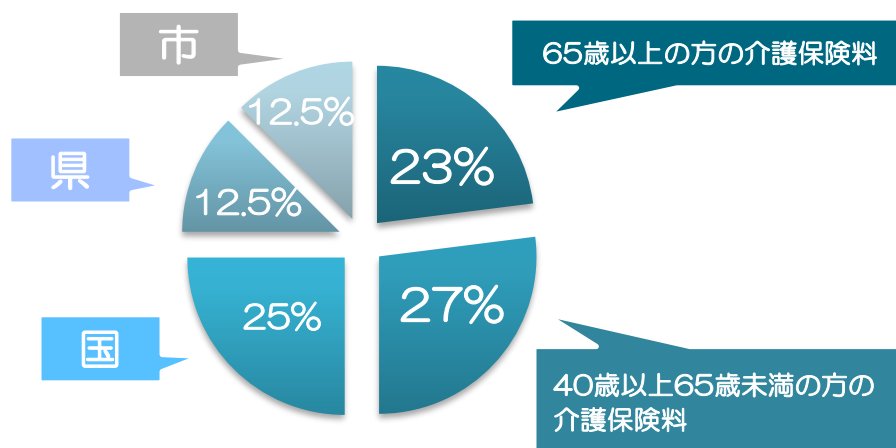
※費用は年間累計の金額。( )内の人数は1月当たりの利用者数。

## (3) 介護保険の財源

介護保険の財源は、半分が国・県・市によって公費負担され、残りの半分は被保険者が納める保険料で構成されています。保険料のうち、65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の第2号被保険者が納める負担割合は、全国ベースの人口比率によって定められています。第9期計画の第1号被保険者の負担割合は23%、第2号被保険

者の負担割合は27%となっています。

【第9期計画期間中の介護保険の財源内訳】



※施設等給付費の場合の負担割合は、国20%、県17.5%となります。

#### (4) 中期財政調整基金（準備基金）の活用

中期財政調整基金（準備基金）は、給付費が推計値より急増した場合の財源不足に備えて積み立てる基金です。第8期での大幅な財源不足は発生しなかったため、積立金は第9期の保険料基準額の上昇幅抑制に活用します。なお、積立金の一部は、第9期期間での物価高騰等による給付費の急増に備え、一定額を留保します。その上で、さらに余剰が発生する場合、介護人材確保・定着事業など被保険者への還元につながる事業に活用します。

#### (5) 第1号被保険者の保険料基準額の設定

第1号被保険者の保険料は、市で定める保険料率（基準額×所得段階別の割合）により算定されます。基準額は、第9期の「保険料収納必要額」を第9期の第1号被保険者数で除し算出します。

##### (保険料収納必要額)

第1号被保険者の保険料収納必要額の算定は以下のとおりです。

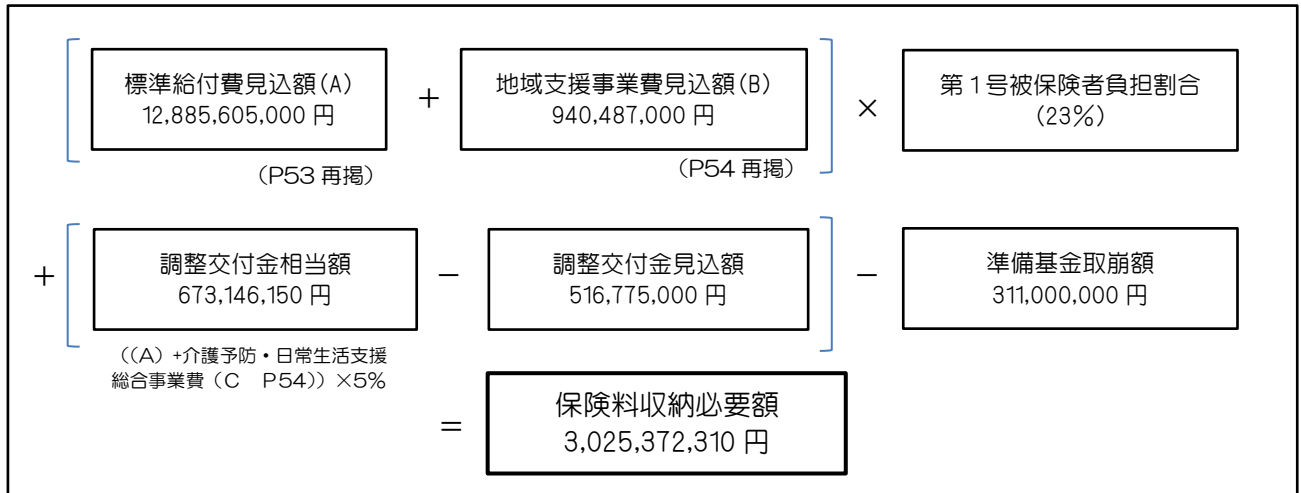
まず、第9期の3年間における標準給付費見込額(P53)と地域支援事業費見込額(P54)の総額に第1号被保険者負担割合(23%)を乗じて、第1号被保険者負担分相当額を求めます。

次に、調整交付金を加味します。調整交付金とは、第1号被保険者の所得分布や後期高齢者の割合について、全国平均との格差を調整するために国から交付されるものです。

本来、交付割合は給付費の5%（調整交付金相当額）ですが、前述の格差調整後の額が実際の交付額（調整交付金見込額）となります。この、調整交付金相当額と調整交付金見込額の差を第1号被保険者負担分相当額に加算します。

最後に、準備基金取崩額を差し引いて保険料収納必要額を算出しています。

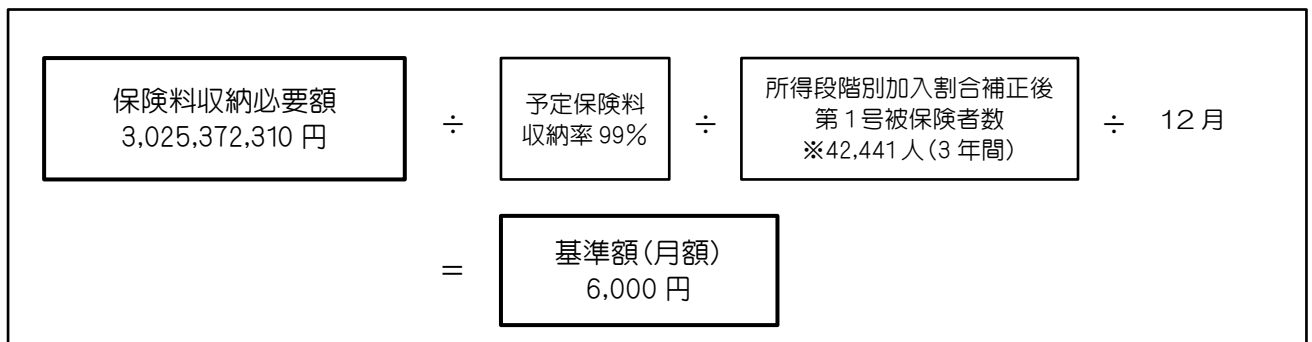
【保険料収納必要額の算出】



(第9期介護保険料)

保険料収納必要額を予定保険料収納率で除し、さらに第1号被保険者数(41,582人)を所得段階別の加入割合で補正した第1号被保険者数で除して年額を算出します。次に、年額を12月で除し基準額(月額)を算出します。

【保険料基準額の算出】



(所得段階の見直しと低所得者の保険料軽減)

国の基準が見直され、保険料の所得段階が標準13段階に細分化されるとともに、段階の境目となる合計所得金額についても変更されました。

本市においても、第9期の所得段階数や段階ごとの基準所得金額、保険料率について国にあわせて設定します。なお、国は消費税増税分を財源とした低所得者の保険料負担を軽減する仕組みを設けています。本市においても、この仕組みを活用し、第1段階から第3段階の所得段階の保険料率を引き下げました。

## 第1号被保険者保険料(令和6年~8年度)

段階	対象者	保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者、又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円以下の方	基準額×0.285 (0.455)	1,710円 (2,730円)	20,520円 (32,760円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.485 (0.685)	2,910円 (4,110円)	34,920円 (49,320円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が120万円を超える方	基準額×0.685 (0.69)	4,110円 (4,140円)	49,320円 (49,680円)
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税者があり、本人の前年の課税年金収入額と、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	5,400円	64,800円
第5段階	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税者があり、本人の前年の課税年金収入額と、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円を超える方	基準額×1.00	6,000円	72,000円
第6段階	本人が住民税課税で、 本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	7,200円	86,400円
第7段階	本人が住民税課税で、 本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	7,800円	93,600円
第8段階	本人が住民税課税で、 本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	9,000円	108,000円
第9段階	本人が住民税課税で、 本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	10,200円	122,400円
第10段階	本人が住民税課税で、 本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	11,400円	136,800円
第11段階	本人が住民税課税で、 本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	12,600円	151,200円
第12段階	本人が住民税課税で、 本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	13,800円	165,600円
第13段階	本人が住民税課税で、 本人の前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.40	14,400円	172,800円

※第1段階から第3段階の( )は、消費税増税を財源とした公費負担導入による軽減前の数値。

※長期譲渡所得及び短期譲渡所得がある方は、合計所得金額からそれに係る特別控除の額を控除した額となります。

【参考 介護保険料基準額の推移】

	H12~14	H15~17	H18~20	H21~23	H24~26	H27~29	H30~R2	R3~R5
(全国)	2,911円	3,293円 (+13%)	4,090円 (+24%)	4,160円 (+2%)	4,972円 (+20%)	5,514円 (+11%)	5,869円 (+6%)	6,014円 (+2%)
(福岡県)	3,050円	3,725円 (+22%)	4,584円 (+23%)	4,467円 (-3%)	5,165円 (+16%)	5,632円 (+9%)	5,996円 (+6%)	6,078円 (+1%)
(筑後市)	3,200円	3,200円 据置	3,800円 (+19%)	3,600円 (-5%)	4,860円 (+35%)	5,265円 (+8%)	5,800円 (+10%)	5,900円 (+2%)

## (6) 低所得者への配慮等

低所得者に対する介護保険サービスの利用者負担の軽減や、介護保険料の軽減または減免の実施など、以下に挙げる低所得者への配慮を行います。

- ・ 社会福祉法人等による生活困窮者等に対する利用者負担の軽減
- ・ 法律の規定に基づく第1号被保険者保険料の軽減
- ・ サービス利用料の軽減、介護保険料の減免・徴収猶予（災害等特別な事情により支払いが困難な場合に適用）

Chikugo City



# 資料編



## 1. 2025年の高齢者福祉を考える委員会 委員名簿

氏名	選出団体名等	任期
塚本 真由美	九州大谷短期大学	R4.7.1～(会長)
山村 博喜	筑後市地域デイサービス支え合い連絡会	R4.7.1～(副会長)
平井 良	八女筑後医師会	R4.7.1～
下川 慎一郎	福岡県司法書士会	R4.7.1～
高木 真紀	筑後市社会福祉協議会	R4.7.1～
吉開 富士雄	筑後市民生委員児童委員協議会	R4.7.1～R4.11.30
古賀 徹男	筑後市民生委員児童委員協議会	R5.3.28～
近藤 キヌヨ	筑後市シニアクラブ連合会	R4.7.1～
力武 忠晴	筑後市行政区長会	R4.7.1～R5.3.31
古後 壽彦	筑後市行政区長会	R5.7.28～
川口 裕二	筑後市議会	R4.7.1～R5.5.12
鶴 佑季子	筑後市議会	R5.7.28～
河原 恵子	筑後市介護家族の会 コスモス	R4.7.1～
城戸 由香里	(地域密着型事業所) グループホームぶどうの樹	R4.7.1～
辻 理恵	(地域密着型事業所) グループホームひかり	R4.7.1～R5.7.31
執行 貴博	(地域密着型事業所) グループホームひかり	R5.8.25～
山口 正二郎	(介護老人福祉施設) 特別養護老人ホーム ちくご船小屋	R4.7.1～
中村 葉子	(居宅介護支援事業所) 筑後訪問看護ステーション	R4.7.1～
熊丸 弘展	(通所リハビリ事業所) 通所リハビリテーション セロリ	R4.7.1～

## 2. 2025年の高齢者福祉を考える委員会 開催記録

		開催日	協議内容
令和4年度	第1回	令和4年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■委嘱書交付、会長・副会長選出</li> <li>■本委員会について</li> <li>■第8期計画の進捗状況について</li> </ul>
	第2回	令和4年11月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第8期計画の進捗状況について</li> <li>■第9期計画策定に向けた各種調査について</li> <li>(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査</li> <li>(2) 在宅介護実態調査</li> </ul>
	第3回	令和5年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■委嘱書交付</li> <li>■第9期計画策定に向けた各種調査の結果について</li> <li>(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査</li> <li>(2) 在宅介護実態調査</li> <li>■令和5年度スケジュールについて</li> </ul>
令和5年度	第1回	令和5年7月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■委嘱書交付</li> <li>■諮問</li> <li>■第8期計画の進捗状況について</li> <li>■第9期計画における国の基本指針案について</li> </ul>
	第2回	令和5年8月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■委嘱書交付</li> <li>■第9期計画における国の基本指針案について</li> <li>■介護保険サービス事業所意向調査の結果について</li> <li>■基本理念等計画の骨子案について</li> </ul>
	第3回	令和5年10月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第9期計画素案について</li> <li>■施設等サービスの利用者見込みについて</li> </ul>
	第4回	令和5年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第9期計画素案について</li> </ul>
	第5回	令和5年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第9期計画素案について</li> <li>■パブリックコメントについて</li> </ul>
	第6回	令和6年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■パブリックコメント実施結果について</li> <li>■第9期計画素案について</li> <li>■答申（案）について</li> </ul>

### 3. 諮問書

5 筑高第 6 8 6 号  
令和 5 年 7 月 2 8 日

2025 年の高齢者福祉を考える委員会  
会長 塚本 真由美 様

筑後市長 西 田 正 治

第 9 期筑後市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定について（諮問）

2025 年の高齢者福祉を考える委員会規則（平成 1 9 年規則第 1 6 号）第 2 条第 2 項の  
規定により、下記の事項について貴委員会の意見を求めます。

記

1. 第 9 期筑後市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関すること。

## 4. 2025年の高齢者福祉を考える委員会 答申

令和6年2月2日

筑後市長 西田 正治 様

2025年の高齢者福祉を考える委員会  
会 長 塚本 真由美

### 第9期筑後市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定について（答申）

令和5年7月28日付け5筑高第686号で諮問された、第9期筑後市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

なお、高齢者人口が今後ピークを迎える中、医療・介護の連携や高齢者の権利擁護、地域包括ケアシステムを支える人材の確保等、その重要性は高まっています。こうした状況を踏まえ、中長期的な本市の姿を見据えたうえで、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に取り組まれることを強く要望します。

#### 記

1. 介護従事者の人材確保・定着に資する取組及び資質向上に資する取組を推進すること。  
また、介護現場の生産性向上のため、介護サービス事業所の現状や実態把握に努めながら、必要な施策を講じること。
2. 健康寿命延伸のため、高齢期になる前からの健康づくりを啓発し、介護予防に資する施策を推進すること。特に、高齢者が生きがいを持って社会参加できるよう地域の通いの場等を支援し、通いの場の効果を周知啓発すること。また、地域におけるフレイル予防を推進すること。
3. 高齢者が住み慣れた場所、希望する場所で望む日常生活を送るために、医療・介護・福祉が連携し、切れ目のない支援体制をつくること。
4. 地域共生社会を目指し、生活支援コーディネーターを中心に地域住民や地域の多様な主体がつながり、ささえあうまちづくりを推進すること。

## 5. 2025年の高齢者福祉を考える委員会規則

平成19年3月26日

規則第16号

改正 平成23年8月23日規則第24号

平成25年3月25日規則第15号

平成27年12月22日規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、筑後市附属機関の設置に関する条例（昭和46年条例第15号）第3条の規定に基づき、2025年の高齢者福祉を考える委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、必要な場合は、市長に提言又は助言を行う。

- (1) 筑後市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進行管理に関すること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45に規定する地域包括支援センターに関すること。
- (3) 地域密着型サービス（介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び同法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。）に関すること。
- (4) その他、市の高齢者福祉施策の推進に関すること。

2 委員会は、前項の協議のほか、市長の諮問に応じ、筑後市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、22人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域の保健・医療・福祉に関わる団体等の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 介護保険サービス事業者の代表者
- (4) 介護保険の被保険者の代表者
- (5) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

# Chikugo City

## (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員全員の合意により決定する。

## (連携)

第7条 委員会は、第2条第1項第2号及び第3号に規定する事項の協議に当たっては、別に設置する筑後市地域包括支援センター運営協議会及び筑後市地域密着型サービス運営委員会と密接な連携を図るものとする。

## (部会)

第8条 会長が必要と認めるときは、委員会の所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## (秘密の保持)

第9条 委員は、業務上知り得た個人の秘密の保持に万全を期するものとし、みだりにこれを漏らしてはならない。

## (庶務)

第10条 委員会の庶務は、市民生活部高齢者支援課において処理する。

## (委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(筑後市介護保険事業計画等審議会規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 筑後市介護保険事業計画等審議会規則（平成10年規則第32号）

(2) 筑後市介護保険運営協議会規則（平成12年規則第35号）

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和60年規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

筑後市介護保険運営協議会委員	日額 4,500円
----------------	-----------

」を「

2015年の高齢者福祉を考える委員会委員	日額 4,500円
----------------------	-----------

」に改める。

附 則（平成23年8月23日規則第24号）



この規則は、公布の日から施行し、改正後の2015年の高齢者福祉を考える委員会規則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月25日規則第15号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月22日規則第45号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に2015年の高齢者福祉を考える委員会の委員である者は、この規則の施行の日に、改正後の2025年の高齢者福祉を考える委員会規則（以下「新規則」という。）第3条の規定により2025年の高齢者福祉を考える委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、新規則第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年6月30日までとする。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和60年規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1区分の欄中「2015年の高齢者福祉を考える委員会委員」を「2025年の高齢者福祉を考える委員会委員」に改める。

（筑後市福祉事務所処務規則の一部改正）

4 筑後市福祉事務所処務規則（昭和54年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第3号イ中「2015年の高齢者福祉を考える委員会」を「2025年の高齢者福祉を考える委員会」に改める。

（筑後市地域密着型サービス運営委員会規則の一部改正）

5 筑後市地域密着型サービス運営委員会規則（平成18年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第7条中「2015年の高齢者福祉を考える委員会」を「2025年の高齢者福祉を考える委員会」に改める。

（筑後市地域包括支援センター運営協議会規則の一部改正）

6 筑後市地域包括支援センター運営協議会規則（平成18年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第7条中「2015年の高齢者福祉を考える委員会」を「2025年の高齢者福祉を考える委員会」に改める。

---

---

第9期筑後市高齢者福祉計画  
介護保険事業計画

令和6年3月

発行：筑後市 市民生活部 高齢者支援課

〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井 898 番地

TEL：0942-53-4255

FAX：0942-53-4119

---

---